

第四十回国会 参議院法務委員会會議録第二十五号

昭和三十七年四月二十七日(金曜日) 午前十時四十八分開会

委員の異動

本日委員山口重彦君辞任につき、その補欠として藤田進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 青田源太郎君
井川 伊平君
亀田 得治君

委員

井野 碩哉君
野上 進君
高田なほ子君
藤田 進君
辻 武壽君

國務大臣 植木庚子郎君
法務大臣 正芳君

内閣官房長官 大平 三輪
警察庁警備局長 良雄君
法務省刑事局長 竹内 寿平君
法務省訟務局長 浜本 一夫君
事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員 杉本 良吉君

説明員

法務省訟務局参事官 杉本 良吉君

○検査及び裁判の運営等に関する調査

第三部 法務委員会會議録第二十五号 昭和三十七年四月二十七日(参議院)

(労働関係事件における検査の運営等に関する件)
○行政事件訴訟法案(内閣提出、衆議院送付)
○行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日付をもって山口重彦君が辞任され、その補欠として藤田進君が選任されました。以上であります。

○委員長(松野孝一君) 検査及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。この際、亀田君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○亀田得治君 私は、この際、昨年度末における国鉄の労使間の紛争の問題に關しまして若干お尋ねいたしたいと思います。

最初に、今回の年度末手当に關する紛争の特色といえますか、そういう点についてお聞かせいただけますか。今回の年度末手当の交渉が国鉄と労組との間で何回も行なわれてきたわけですが、ちょうど三月二十六日にそれが起きまして、そのころ国鉄当局は国労を出し抜いて、動力車労組あるいはそ

他の小さな組合と先に妥結をするのではないかと、こういったような情報等が流れたわけですが、そこで、当日は午後九時から二十七日の午前零時ころまで団体交渉が行なわれていたわけですが、その団交を終わるにあたりまして、私が今申し上げたような小さな組合と先に妥結をする、そういう一方的なことはしない、そして国労との団交は翌日といいますが、当日は午前零時です。二十七日午前十時からさらに行なおう、こういうことで別れておるわけですが、しかるに、それからわずか四時間ぐらいたったときに、国鉄当局は、ほかの小さな組合と妥結をしたわけですが、妥結の条件は、昨年度よりも下回る額でありまして、〇・五カ月プラス千円、こういうことで妥結をしたわけですが、この点につきまして、官房長官の見解を聞きたいわけですが、官房長官は、今回の問題でいろいろ奔走をされましたから、おそらく私が今指摘申し上げた点も十分お聞き下さっておりますと思えますが、国鉄当局の行ったこの行為は、国鉄労働組合に対しては非常な私は背信行為、それからもう一つは、約束を踏みにじったというだけじゃない、小さな組合と妥結を押しつけていく、こういう組織上のこれは問題になるわけですが、国鉄労働組合としては重大なこれは問題にぶつかると、金額の多寡よりも、かくのごとき前例が作られること自身、今まではそ

ういふ前例がない、重大な問題に組織上なってくるわけですが、で、国鉄の労働組合は、当日緊急中央執行委員会を開きまして、月末におけるこの戦術を決定しておるわけですが、官房長官の見解ですね。国鉄労働組合とそういう約束をしながら、しかも、従来の慣行を無視して、かくのごとき妥結を他の組合とした、こういうことが一体正しいと考えておられるかどうか。まあ本日は検査行政に關する問題を中心としてお聞きする予定でありましたから、本来は、この点は国鉄当局あるいは労働組合、各当事者と呼んで、ここで聞きすべき筋合いがもしもありませんが、多少この論点、ねらいどころが違っても、その間の事情は、官房長官として十分お知りだったはずでありますので、あなたひとつ御見解をまずお聞かせ願いたい。非常にこれは今後重要な影響がありますので、確かめておきたいわけですが、

○政府委員(大平正芳君) 私どもは、健全な労使関係の慣行が確立して参ることを念願いたしておるわけですが、まして、労働運動に政府が介入しようなどという意図は毛頭ございません。健全な労使関係樹立につきまして私どもがなさねばならぬことは、管理者側の態勢がきちんと折目のついた態度であることが大事だと思っております。私どもの内閣ができて以来、累次各管理当局に対してお願いをしてきたわけでございます。で、今お尋ねの国鉄の中の国労と国鉄当局との

関係でございますが、こういう個々の組合と管理者の間の関係は、国鉄の当局を信頼いたしました、おまかせしてあるわけでございます。一つ一つのアクションにつきまして内閣が御相談を受けたら指示をしたり、そういうこととはいたしておらないわけでございます。二十七日以後、今御指摘のような事態があったということも私ども伺いましたけれども、そのことにつきましても、私は、御相談を受けたこともございませぬ。問題は、管理者を信頼して、管理者が責任をもって適正な措置をすることを期待いたしておるわけでございます。

○亀田得治君 管理者の適正な措置というものを期待しておると言われることは、一応政府の立場としてそうあるべきかもしれません、しかし、はなはだしくこの期待をしておる相手が期待を裏切るという問題につきましても、これはやはり政府としても、その不当の判断だけはやはりしてもらわないと困ると思っております。その判断の結果いかなる指示をするかという点、またこれは別でしょうが、ともかくそのことが大問題に実は組織内としてはなっておるわけですから、おそらく長官としても、その事態に対する見解は何か持っておられると私は思っています。非常に慎重におっしゃっているわけですが、普通ならば、その慎重でいいわけですが、御承知のように、国鉄の組合は三十二万です。ほかの組合

関係でございますが、こういう個々の組合と管理者の間の関係は、国鉄の当局を信頼いたしました、おまかせしてあるわけでございます。一つ一つのアクションにつきまして内閣が御相談を受けたら指示をしたり、そういうこととはいたしておらないわけでございます。二十七日以後、今御指摘のような事態があったということも私ども伺いましたけれども、そのことにつきましても、私は、御相談を受けたこともございませぬ。問題は、管理者を信頼して、管理者が責任をもって適正な措置をすることを期待いたしておるわけでございます。

○亀田得治君 管理者の適正な措置というものを期待しておると言われることは、一応政府の立場としてそうあるべきかもしれません、しかし、はなはだしくこの期待をしておる相手が期待を裏切るという問題につきましても、これはやはり政府としても、その不当の判断だけはやはりしてもらわないと困ると思っております。その判断の結果いかなる指示をするかという点、またこれは別でしょうが、ともかくそのことが大問題に実は組織内としてはなっておるわけですから、おそらく長官としても、その事態に対する見解は何か持っておられると私は思っています。非常に慎重におっしゃっているわけですが、普通ならば、その慎重でいいわけですが、御承知のように、国鉄の組合は三十二万です。ほかの組合

関係でございますが、こういう個々の組合と管理者の間の関係は、国鉄の当局を信頼いたしました、おまかせしてあるわけでございます。一つ一つのアクションにつきまして内閣が御相談を受けたら指示をしたり、そういうこととはいたしておらないわけでございます。二十七日以後、今御指摘のような事態があったということも私ども伺いましたけれども、そのことにつきましても、私は、御相談を受けたこともございませぬ。問題は、管理者を信頼して、管理者が責任をもって適正な措置をすることを期待いたしておるわけでございます。

も、まあ私たちが知っておる人もあるわけですから、別に比較して申し上げて、多少誤解を起こしてもなりません、ともかく量的には全然違わうわけですね。これが四分六とか、いや七、三だといったようなものなら、また多少理屈のつけようも出てくるかも知れぬ。しかし、これは全然違ふ。労働組合法のたとえは第七條あるいは第十七條といったようなものにも、やはり一つの職場に組合がある場合、多数者の組合というものが基準になつて、この協約の拘束力の問題等もやはり優先的に判断されていくわけですね。またそうしなければ、これは秩序は保てませんから、それがあまりにも違ふ組織の間においてそういうことがなされた。しかもそれは、そんなことをしないとという約束から四時間後です。前例がありません。これに対しては、まあひとつ管理者の適正な運営を期待するというだけでは私は済まぬのじゃないか労働大臣等の意見も聞きたいところがあります。しかし、あなたが今回一番いきさつ等をのみ込まれておると思ひますので、実はわざわざ出てきてもらつて、お聞きしておるわけなんです、もう少しそこを話つきりおっしゃつてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(大平正芳君) 先ほ冒頭でお断わり申し上げましたように、私もとしては、私どものほうの労働政策は、あくまでも労使の間で健全な慣行が成熟し、確立して参るといふことを念願いたしておるのでございまして、その間に政府が介入するといふようなことは慎むべきことだと思つております。これは、ひとり民間の労働問題は

かりではなく、官公勞につきましても同様でございまして、あくまでも労使の間の団体交渉を中心に、すべての問題が平和裡に解決されて、りっぱな慣行ができて参るよう期待して参るわけでございます。したがつて、今お尋ねの件につきましても、私どもは介入すべきものとは思ひませんし、また事実、国鉄の管理者当局並びにそれを監督いたしております運輸大臣からも、私どもに御相談はございまして、私どもは、監督者が私どもの方針に従ひまして、責任をもつて措置していただくといふことを期待して参るわけでございます。

○龜田得治君 労使間においていい慣行ができることを期待する、まさしく私どもも同じ意見です。それはせつつか、私が今指摘した問題につきましても、そういう主客顛倒したような指摘は、今日までなされないうで、ちやんとした慣行としてこれはもうでき上つておる問題なんです。それが破られたわけなんです。だから、これを因縁労働組としてそのまま見のがせば、一つの前例といふものがそこにでき上がる。この前例といふものは、国鉄の労働組合としては忍びがたい点だと思ふのですが、長官、そういうふうにお感じになりませんか。

○政府委員(大平正芳君) 今、龜田員が御指摘されるように、国鉄の管理者側がとりました措置が適当であるかどうかといふ問題はあります。しかし、この問題は、やはり国鉄の管理者と国勞の間の問題として、そういう慣行の是非といふような問題につきまして、あくまでも労使の間でお話し合いをいたしまして、適正な解決方法が

見出されるということが本筋だろうと思ふのでございまして。政府が介入して云々といふことは私は適当でない、労働政策といふものが大事だけに、そういう問題がございすれば、これもまた労使の間の団体交渉において解決の方途を見出していくということが適切な方途ではないかと考へて参ります。

○藤田進君 関連して。官房長官は、労働関係の従来直接専門家としてやつてこられていないので、そう法的には私は追及しようとは思ひませんが、それは、確かに支配介入は、ときの政府としては一連の労働問題についてしないという建前は、私は承りました。しかし、国鉄の当局という形、つまり公社、公団というシステムにおける責任態勢といふものは、これはいろいろ利害得失はあるけれども、まず議会に対して直接の責任をとらないところであると思ふ。それでは、しかるべき監督といふ立場になるかといへば、今も言われたように、国務大臣であり、主管大臣である運輸大臣、ひいては内閣の責任として議会に対して責任をとつていただくシステムになつておると私は思ふ。その限りにおいて、公社公団が行なつたことについて、まず政府当局として責任はあるわけです。責任の存在する以上、ここに指導し監督されるという立場はあるわけです。支配介入といふことは、それは程度の問題でありまして、政府としては、特に労働省という、労働者に対する、発足当時から趣旨は、サービス省としての設置法に基づく官庁を作られたわけですね。しかし、そういう労働関係といふものの直接執行をなさる

労働省、それから、これには公勞委なりあるいは民間等を含む中央労働委員会なり地方労働委員会といふことで労使関係にタッチをされているシステムですね、現行。こういうことで、支配介入を政府においてしないかわりに、そういう第三者機関といふものでおやりになるわけですから、この問題は、そこまではないかという中に、労働直接の交渉の中に問題が生じてきておる。したがつて、その経過については、資料に基づいてみても、しばしばわが党の首脳部とあるいは直接当事者と、官房長官も折衝を持たれてきているわけですね。したがつて支配介入といふ法律上許しがたい限度を越えたものは、これはなさるべきでないと思ふけれども、内閣として日本国有鉄道に対する指導、監督の責任がある以上、この経営といふものがたんにその営業だけというわけではないので、その営業なり、円滑サービスが充実できるということの中には、労働関係といふものは当然大きなファクターに入つてきておるわけですね。将来の事態を見通して、どうもよろしくないと思われ、場合に味における適切なサービスをされてしかるべきだと私は思ふのです。労働省といへども、公勞法に基づく措置のない段階において、あるときには、中央労働委員会の所管の問題では、民間等ですね、これはそれぞれ労働委員会のほうの活動を促すとか、公勞委の活動を促すとか、あるいはまた、直接しかるべき解決案が、議会開会中であれば、関係の深いそれぞれの党なり、当時者から官房長官のほうにも申し出ておるわけですね。そういう形で、要

は、国民の立場から見ると、労働関係が円滑にいくことについて、今度のような事態が起きないように、未然に防いでいくといふような大所高所から、官房長官としても意見をされて、そういうことは努力されたのじゃないかといふことは私に思ふ。ですから、今ここで龜田君も聞き、私も聞くのは、なぜ支配介入しなかつたといふ、法の限界を越えるものを聞いていたのではなしに、組合の統制、当局が行なつたところの第二組合と、それから動力車との間に先がけて妥結はしないという確約があるにかかわらず、当日夜、それとの解決をとられたといふたところ、それが、間々起きやすい労働問題の紛議の、労働間の交渉の本題である期末手当とかいふようなものに派生的なものも加つて、ああいった事態がやはり引き起こされてきておる。国勞側から見れば、あのまま黙認していきますと、従来の慣行がやはり破れてくることになつて、将来の組合としての活動に大きな支障も起こすといふようなことは当然あり得ると思ふ。議会においても、古い慣行は守られてくる。先例を守られてくる。それがとどめて守られないで、議運において、かりに議事に例をとれば、今、衆議院のほうで言へば、まあ大きく言えば三つ会派があると思ふのです。参議院においても五つばかりあるのですが、しかし、このときに、自由民主党を無視して他の会派がほかのことをきめてみたところ、自民党が納得なさるわけもない。かといつて、自民党が参議院において一番小さいとかの会派ともをきめておやりにならうとすれば、他の会派

それは反発をもちます。そういうことは、それは反発をもちます。そういうことは、それは反発をもちます。そういうことは、それは反発をもちます。...

政府委員(大平正芳君) 国鉄の経営という問題は、今御指摘のように、国民経済の上から申しまして、国民の生活の上から申しまして、非常に重大な問題であるということ、これは藤田委員と全く同感でございます。したがって、今御指摘の国労という強大な組合の動静につきまして、私も非常に非常な関心を持っておられます。...

おりまして、それは逐一国鉄の当局に御通知申し上げて、御考慮をわすらわしておるわけでございます。これは、今御指摘のように、支配とか介入とかいうことでもなく、事実関係として私もが職責上当然やらなければならないこととでございますので、それは細大漏らさず御連絡申し上げて参りました。...

藤田進君 それの基本線ですね。だけれども、あなたも、この過程に、しばしば申し入れを聞き、あるいは善処すべきものは善処すべきだと言われておる。その態度は、私はいいと思ふんです。そのことは、今の言われていることとからいえば、もう窓口で官房長官に会う、国労の問題だと言ふと、いや、それは全部労使間の問題だから、われわれのほうはタッチしないから、まことに申しわけないとか何とか、知らぬけれども、とにかくそんな問題は受け付けないと、何を言われたら、何とかなうけれども、そうではないに、何とか満身にいきたいというお気持ちがあれればこそ、時間もかけて、またしばしば会見もされたように思う。...

政府委員(大平正芳君) 私、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。そういう約束をしておるわけですか。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

亀田得治君 官房長官は、ちょっと時間お急ぎのようだから、もう一、二点急いでひとつお伺いしておきますが、結局、今私たちが指摘している点は、これは官房長官も、そういうことが行なわれるときには、もちろんそれは長官としてタッチされておるわけですが、これは時間的に言ってもないわけですが、十分これはいろいろな人からお聞きになつておる事実だと思つておる。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

政府委員(大平正芳君) 私は、二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当日の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になります、別れておるということ、その資料において確認しておるわけですね。...

要請等もあつたわけですが、その点はやはり理解されたので、小さな組合の妥結線にプラスアルファをつけるようにという見解を持たれて努力されたものではないかと、私どもは、そういう点で非常に官房長官のこの考え方に実は賛同をしているわけなんです、その気持ちを聞きおきたいので

○政府委員(大平正芳君) あのとき、ストライキがございました前夜十二時過ぎに、私の宅に社会党の幹部の方々が御見えになりましたことは事実でございます。それで、明日からこのままほうっておけばストライキに突入するかも知れぬ。そういうことになりますと、経済上はもとより、社会上も重大な事態になりかねないから、何とかこれを回避したいものだ、よくよくのお気持ちで来られたと思います。私といたしまして、全くそれは同感でございます。しかば、これを回避する方途はいかんといい、先方が申されましたのは、報労働資等で団体交渉をやるといふことはどうだというお話がございまして、それを私は国鉄当局に取り次ぎまして御相談いたしましたら、団体交渉はあらゆる問題についてやることになる建前でございます、したがって、団体交渉をやるといふことがストライキをやめる条件になるというところは理解できないというお答えでございました。しかし、とにかく団体交渉はやるということにしようじゃないかということでございます。で、そのようになつたわけでございますが、亀田委員の言われるように、しからばその団体交渉は、何かプラス・アルファの実質を備えたものを予定い

たしまして団体交渉をやるといふことではなかつたわけでございます、あくまでも原則に立ち返つて、団体交渉でいろいろな労使間の問題を論議するのは当然の労使の慣行でございますから、団体交渉をやろう、その場合に、報労働資というようなテーマを交渉の題目、対象にして参るといふことも、これは労使関係としてあり得ることでございますから、そういうものを一つテーマにして団体交渉をやろう、それが、私や社会党の幹部の方々がございせんいたしまして、何がしかそこにプラスをつけるのだというのを前提にして国鉄御当局のんだものではないのです。一つの労働慣行でございますから、団体交渉はやりますといいことまでのお約束はちようだいいたしたわけでございますが、その団体交渉で何をこの際前提にして期待するかというようなところの話は詰まっていなかつたと思つてございまして、いずれにいたしまして、そういう労使の間に問題があるわけでございますから、これを解きほぐす手は、与えられた団体交渉の場においてやつていただくというところが適當だと思つて、そのように申し上げ、国鉄もそれをのみまして団体交渉を私はやられたと記憶いたしておりますし、その団体交渉で、今亀田委員が言われたような成果が出ていないということも承知いたしておりますが、あくまでもそういう問題は団体交渉を通じて、その場においてやつていただくということが本筋であるという観点でさうに措置いたしましたわけでございます。

○亀田得治君 まあ報労働資をプラス・アルファとしてつけ加える、しかし、それは必ず出さずということを予定しての打つてはない、それは団体交渉でできるものだというふうな解釈のようでありまして、多少その辺に微妙なものがありますけれども、まあ今その問題を論議するためにやつていられるのではないのですから、別といたしまして、とにかくこの小組合と妥結した以外に、報労働資をプラス・アルファとして考へて、そしてその点について団体交渉をやろうという条件が一つつけ加わつたわけですね。だから、そのことによつて、小組合がやつたものを押しつけていくという前例はこわされても、こわされてはいるわけなんです。だから、そこに非常にやつぱり重要な意義があるわけなんです。その後のこの団体交渉がなかなか軌道に乗らない、幾ら出すと、明確に、いまだなつておられないようですが、国鉄当局としては、おそらくそういう大組合優先主義というものをくずしかけてきたわけなんです。だから、そこにいまだにやつぱり私は執着しているのだと思つて、それはいづれにいたしまして、ともかくこの妥結のときの条件としては、一つの可能性でありまして、別個な条件が加わつていたということ、国鉄労働組合としての筋は私に通ると思つて、で、問題は、今官房長官も言われ、私も指摘したこの報労働資についての団体交渉も、こういうことによつて妥結したわけですが、しかも、それが額すらきまつておられないという解釈であるならば、それくらい条件が、どうして国鉄当局においてあまり時間をかけないで済んだのか。実際に官房長官が、この

報労働資というものは、中身として、金額にすれば、たとえ千円だとか二千円だとか、そういうふうになつていふんだという解釈なら、それは別ですよ。そうでないとなれば、なぜその程度のものが早くのめなのか、これは、私たちが遺憾に思つていられるのです。その点は、おそらく官房長官も、わが党の役員も、押しつけていったりいたしまして、だいたいあなた自身も立腹された点もあつたようでございますが、あの事態を、その後引き起こしたことをあとから振り返つてみますと、その点はなほ遺憾であつたと考へておるのです。私は、こんな程度のことなら、もつと早く国鉄は官房長官の意見をいれて、そうして妥結をすべきが私は筋合いと、その点は、あなたの努力にも直接密接した部分でありますから、忌憚のないひとつ御意見を聞かしてほしい。また、聞かしてもらうことが、今後労使いづれにしても、この程度のことではまなげればならぬと思つておるのに、それをけなすというふうなことをまた再びやらさないというためにも、やはりあなたの公平な御意見を聞かしてもらつて、私はいいと思つて、この際、そういう点についてお聞きしておきたい。

○政府委員(大平正芳君) 先ほど私が申し上げましたように、団体交渉を持つことの意味が、亀田委員と国鉄当局との間、あるいは国労と国鉄当局との間に認識の相違があるのじやないかと思つて、それは、団体交渉を持つこととは、労使関係で当然なことだと、どういふ問題でございませぬ、問題がございませぬ、団体交渉の場において解決の方途を見出し

ていくというのが一般的ならゆる場合に於ける原則でございまして、国鉄は、それは労使関係における原則でございませぬ、仰せのように、団体交渉をやつてようございませぬということでございます。亀田委員の今の御発言は、しかしこれは条件だといふようなまあ感じ方が強いんじゃないかと思つてございませぬ、国鉄当局の団体交渉に於けるというものは、条件でなく、当然の労使関係の慣行上、そういう問題は団体交渉でやつていきましよう、と、こういうことでございます。私も、私と会談された方々には、その点はよく申し上げてあるわけでございます。この際、報労働資といふことで何がしかを出すのか出さないのか、そういう問題は、団体交渉の場において解決すべき問題でございませぬ、事実それがずつと続行されておるやうに伺つておるわけでございます。で、私がお断り申し上げておきたいのは、団体交渉を持つといふことは、先ほど申しましたように、何か実質的な中身を持つて、それが前提となつて、団体交渉を両当事者がやるというやうに約束したものでないといふことでございます。その点、誤解のないやうにお願ひしたいと思います。

○亀田得治君 いや、その点は別に誤解をしていないわけです。○四カ月プラス千円、この小組合が妥結した線団体交渉をするといふことが、少なくとも可能性というものがあつた。これは、国鉄のほうは出さぬつもりが、これれぬ。しかし、こつちのほうはもちろつともりがあつた、やつてみなければわかりませぬけれども、ところが、そうい

うものがなければ、年度末手当については、〇・四プラス千円で妥結してしまふわけですから、だから、それはやはり条件ですよ。一種の条件というものは、必ずしも確定的な金額ときまらなかつた、そういう努力をする、お互いに団交をやる、これは、妥結してしまえば団交も必要ないんですよ。国鉄の言うのもちよつとおかしいんですよ。それは、当局のおっしゃるのは、そんな理屈はないんですよ。三月三十一日の年度末手当をどうしようか、こう言っているときに、別個に報労働資について団交するというものがなければならぬ、それじゃそれで妥結するということがなければ、それは小組合の額で妥結したということになりますけれども、はっきりこれは、竹内刑事局長おられますが、それは、解釈としてはそうなりますよ。それを条件というような言葉を使うか使わぬか、それは別です。だから、ともかく条件という言葉を使う使わぬにかかわらず、若干あとへ問題が残るのだ、こういう意味なら、これは事実関係そのままの表現ですから、お認めになると思いが、と、ところで、その程度のことであれば、なせもつと時間をかけないで早く妥結できないのか。この点、私たちが経過を振り返って、はなはだ心外なんです。官房長官自身も、その点ずいぶんあせられたことを私たちは報告で聞いておる。はなはだ遺憾なんです、その点はどうでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) 団体交渉に介入するなんということはいけないうこととでございますので、これは、国鉄当局のほうでどのように考えられておるか、お聞きいただきたいと思うのでござ

います、私どもは、そういう交渉の場を持って、現に給すべき給するからざるかという問題があることは事実でございますから、これは団体交渉でひとつとつくりやってくれ、こういうことを申し上げたので、あとは国鉄当局と労組との間の交渉にゆだねてあるわけでございます。それ以上のことはいかんともできないわけでござい

○藤田進君 官房長官は、今言われたような意見を何時に国鉄当局に伝えられたか。そうして結局、最終的には何時に国鉄がそれをのんだか、その事実関係を明らかにしてほしい。

○政府委員(大平正芳君) 社会党の皆さんが私の宅から帰られた時刻は二時二十五分です。そうして皆さんは国鉄の本部のほうに行かれて国労と話をしよう、私は直ちに電話連絡を国鉄当局にいたしました、その直後でございますから、それで、お帰りになる前に、国鉄といたしましては、今私が申ししたように、これは、団体交渉は当然の労使双方の原権でございますから、団体交渉をやるにやぶさかではございません。こういうことは、お帰りになる前に、電話連絡の結果を関係者に私は申し伝えておきました。それから、帰られて国鉄の方々、労組の方々が当局と会われて、どういふ経過をたどられたかというところにつきましては、私は正確に時刻を把握いたしておりませんが、その点は、当事者のほうにお聞き取りを願いたいと思ひます。

○藤田進君 当初、官房長官が社会党の江田書記長に会いましたのは、三十日の午後九時ごろではありませ

○政府委員(大平正芳君) それはそうじゃございませんで、お目にかかったのは、ちよつと三十一日の未明にかかっておつたと思ひます。十二時ちよつと過ぎでおつたと思ひます。九時ごろは、成田君と私と電話連絡をしておつたことは事実でございますけれども、会つてはおりません。

○藤田進君 九時ごろから、すでに小組合の妥結、千プラス報労働資についての団交という提案が出ていたわけですね。

○政府委員(大平正芳君) そうではございませんで、報労働資という言葉が出たのは、私のお目にかかったあとでございませんで、三十一日の十二時以後ですか。三十日の十二時ごろにお目にかかったそのときに出ていたわけですか、一つの提案として。

○政府委員(大平正芳君) そうです。それなら労働組合は納得させ得る、そういう意味だろふと思ひますが、そういうことですか。

○政府委員(大平正芳君) 三十日の午後からひんばんに接触がございまして、当初は、〇・四プラス千、プラス、アルファをどうしてももらわなきやいけないのだというふうな意味のお話がございまして、で、そういうお話がございまして、逐一、国鉄当局のほうに私は連絡をいたしておきました。その夜中になりました、未明になりました、二時間余りお話しを申し上げておる過程で、たとえはこういふようなお話がその間にわたつたわけですね。このことも、当局のほうに私は伝えておきました。先ほど申しましたように、そういう問題があることは事実でございませ

から、それをどういふように取り上げて解決して参るかという問題は、団交という場でやるのが一般的な原則でございませんで、そういうものがございませすれば、団交することにやぶさかではございませんで、こういう当局の返事でございませんで。

○藤田進君 ちよつと私、ふに落ちないの……私ども、ずいぶん案件を今まで処理してきておりますが、労使関係で、公的機関でやってきておりますが、よくそういうようなことがありますが、一般産業で、通産省に關係あることは、通産大臣が夜おそく会つたりしてコメントされて、それがきつかけられて解決していく。官房長官は、夜二時になったりなんかして、いろいろ御苦勞されたことは、私当時新聞で見て、官房長官たいへんなことだ、と、実は思つていたくらいですよ。それで、二時過ぎに電話しても、コメントされるときは、一つの話の糸口としてプラス・アルファというものを、報労働資というか、その解決の場はあくまでも団体交渉という形をとる。しかし何となく、そのコメントされた意味は、それを糸口として、内容の裏づけのあるもので、解決をすみやかにはかかってもらいたいという気持ちから官房長官としてはやられたに違いないと思ひます。まあ団体交渉をどういふこととで持つ、交渉するだけではないんだから、あとどうでもいふこと、事柄が事柄ですから、プラス・アルファというものを報労働資というテーマで交渉する。それにはある程度の裏づけ、それがどの辺かということが事前に話し合ひがついてやる場合もありません

が、この場合に、その報労働資は、金額にすれば幾ら幾らということはないまでも、官房長官としては、政府の一番頭がコメントする以上、そのものを糸口に解決する、報労働資の裏づけをつけて解決すべきであるという意味のコメントをされたと思ひます。心理状態については、それをやはりそのままに受けて当局は交渉しなければならぬでしょう。誠意をもつて解決しなければならぬでしょう。それが非常に難航を続けているということは、私は、官房長官自身が、それを糸口に交渉さすればよいのだ、そのうちに、時間かたてばおさまるだらうから、そんなものは中身がなくていいのだ、そんなことをあなたがされていような人とは思ひません。お気持はどうだったのですか。

○政府委員(大平正芳君) そういうぞんざいな気持ちでございませんで、団体交渉で出てきました結果につきましては、私ども、それを拒否したりなんかするつもりはございませんで、尊重していきたいと思ひます。

○藤田進君 そうじゃなくて、電話をかけたのは、一方は労働組合のほうに、社会党のほうに行き、当局にはあなたのほうから電話をかけておられるようですが、そのときのお気持というものは、報労働資ということをきかけて団体交渉もし、そうしてあわせてその団体交渉が実つて解決するやうにというお気持でかけられたのじゃないですか。交渉さしていただかないで、もう裏づけなんというものはいいのだから、とにかくそういうことで交渉だけ続けておれという気持ちじゃなかったのですか。

○政府委員(大平正芳君) 労使の双方に信頼がなければいけないわけでございます。交渉しておればいいので、あとはどうでもいいのじゃないかというようにぞんざいな気持は毛頭持っておられません。誠意をもって団体交渉をやつていただいて、その結果を私どもといたしましては最も尊重しよう、そういうことでございます。

○藤田進君 時間が来たようですか、あと一つだけ。

さつきの事実問題で、二十六日の夜の団交、二十七日の団交を約束して、それが動力車労組ともう一つの単位組合といわれている組合と妥結をした。○四プラス千円ということと妥結をした。妥結しないという約束があったにかかわらず妥結をした。翌日の二十七日の団交を国労と持つ前に妥結をしたということがどうも事実のように思うが、その事実の認識が私どもと違えば議論が分かりますので、聞いたところ、全然知らない、あなたは先ほどおっしゃった。聞いてもない。あれから後、この問題がかなり紛糾を重ねてきているのだし、支配介入しないというのと、事実を、日本国有鉄道の理事者側との関係において緊密な情報報告され、あなたがそれをキャッチされるということまで支配介入に入るわけじゃないのですから、それは電話され、いろいろそのこと自体にもあなた自身もいろいろ入っておられる。それは、解決したいという意味で入っておられると思うが、そうである以上、あのおとき申し上げているように、先に妥結してしまったのだということはいまだに現在知らないというの、私、不思議でならない。それは知っている

のでしよう。ただ、私が言うような知り方かどうか、これは別ですよ。○政府委員(大平正芳君) 国労を除く三組合とこういふふうな妥結になりましたというこの報告は受けました。それから、国労側と当局側がそういう約束があったということは、その当時も伺いませんでしたし、その後になりまして伺つてみますと、そういう約束はない、こういう話でございます。

○藤田進君 約束がないというのですか。

○政府委員(大平正芳君) そういう約束はした覚えはないということをお国鉄当局側は申しておりますが、理事者側も参つておりますから、お聞き取り願いたいと思つております。

○藤田進君 それでは、国鉄総裁を一ぺん呼んでもらつて、約束しておいて、そもそも背信行為をやるわ、やつたあと、今度はそんな約束もないのだと言つて、そんなことでは、この問題というものはこじれる一方です。そんなことを政府側に対してどなたがおっしゃっているのか、官房長官にはどなたがおっしゃるのですか。

○政府委員(大平正芳君) その担当の理事、局長、副総裁等と私はいつもお話しはいたしておりますが、今、中村理事が参つておりますから、中村さんからお聞き取り願つたら、はっきりすると思つております。

○藤田進君 官房長官にどなたがおっしゃつたのですか。

○政府委員(大平正芳君) こちらにおります中村常務理事であります。

○藤田進君 それは、今お聞きになつたんじゃないですか。

○政府委員(大平正芳君) この問題が

終りました今月になって、この問題をいろいろ振り返つてみましてお話をした機会でございますから、四月の上旬であつたと思つております。

○藤田進君 それはおかしいじゃないですかね。これほど世間で騒がれている問題につきましても、多少報労物資の解釈等については、お互いの意思の食い違いというものは、私どもも想像もできませんし、了解はできませんがね。そんなあなた、国鉄労働組合が、二十

六日の夜、その問題を当局と団交の席上で話したわけでしょう。これは、うっかり知らずにおればですが、知つたから話した。しかし、この問題は、話に出せば、国鉄はそういうこととはしないと言わざるを得ない問題ではないかと、労働組合が多数原理でできて

るんですよ。従来の慣行もそうなんです。これはあなた、約束したものがあたりまえなんです。提案された以上は、それは、そんなことはしませんと言わざるを得ない問題なんです。組合は提案した、いや、そんな約束しなかつた、約束しないで組合が引き下がるわけがないじゃないですか、論理的に言つた。だから、そんな明確なことを、いや証文がないから、そんな約束したこともないと言つたような国鉄でしたら、それは、労使関係なんといふものは絶対うまくいきません。いやしくも、これは官房長官の責任じゃないですが、官房長官にそういうことを国鉄の諸君が言つておるなんといふのは、これはもつてのほかです。私たちが、そういう問題点等があるの、そういう点をよく検討の上で、検査当局にも一つの問題の扱い方というものを実は要望したいと考えておるのです。し

かし、その基礎においてそういうことを言われるようですと、これはちょっとと国鉄並びに労働組合の諸君も来てもらつてそのときの団交の状態といふものはやはり明らかにして、その上で、一体警察、検査の捜査方法といふものが適當なのかどうかという点というものを明らかにしたい。きょうは、中村理事のほうは私は要求しなかつた。そんなことは客観的に明白なことだと思つて、警察、検査の問題に集中したいと思つておりましたが、ただ、若干出発点において、関係があるから、当初申し上げたように実は、官房長官だけにその間の事情を一応確かめた上で次に移らうと思つたわけですが、中村理事が来ておられますが、そのようなことを言われるような理事さんには、これはちよつと聞くわけにいかない。労働組合の諸君も承えて、そうして二十

六日の夜の団交の状態といふものはどういふものであつたのか、具体的にこれは私は国会として明らかにすべきだと思つて、はなはだ遺憾であります。法務大臣、わざわざお忙しいところを来ていただきましたが、あらためて国鉄当局並びに労働組合を呼んで、その点を確かめた後に、本論の質問をしたと思つております。

○委員長(松野孝一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記をつけ

○藤田進君 そこで、前提の問題が大へん時間を取り過ぎまして恐縮ですが、三月二十六日の晩に、国鉄当局と労働組合の間にそういう約束をして別れた。そういう事態についての認識

は、法務省並びに検査当局としては、どのようにお考えになつておりますか。これは私たち、検事総長にもこの問題でお会いもし、公安部長には二回も事情の説明で会つております。非常にこの点が重大なやはり出発点なんでありまして、国鉄当局が今になつてどうなるか、さつぱちを言ひましようとも、政府なり法務当局、検査当局の認識がきちつとしておるといふなら、それではまた質疑が進められるわけですが、それはどのように理解されておりますか。

○国務大臣(植木康子郎君) ただいまの、先刻来の質疑応答にございまして、三月二十六日の交渉の際に報償物資プラス・アルファ、それを団交にするかしないかといふような問題等についての内容は、私ども当局はまだつまびらかにいたしておりません。そういう約束があつたか否かといふことは、三月三十一日のあのストの状況、真相を調査いたします場合に、一つは材料にはなると思つております。材料にはなると思いますが、われわれが、各地におきまして違法性のあつた行為が行なわれました、それを問題として捜査を進めておるのでありますから、直ちに今その問題が、約束があつたか否かといふことが捜査に直接関係はないと、かように私どもは考えております。

○藤田進君 検査当局といふものは、大体そういう答弁をしがちなわけでありまして、そういうことではやはりおさまらぬわけにして、三月二十六日にそういう約束をして、二十七日それを破る、こういうことをやれば、これは、当然国鉄労働組合といふものに

対して一つの強い戦術の決定というものをしているものです。これは法律上も、期待可能性の議論とか、いろいろむずかしい議論がありますが、労働組合として、大組合がちゃんとあって、それが下がれますか。大組合の価値がなくなるのですよ。皆さんは、そういう月に千円、二千円程度の問題については、たいして関心を持っておられぬかもしれない。しかし、実際にわずかな給料によって生活をされておられる人から見たら重大な問題なんです。追い込められるわけです。黙っておれば、それが前例になるでしょう。私は、約束がなくてもこれは慣例を破る問題ですから、約束の点は、事実問題として別個に究明しましょう。約束がなくても、大きな慣例の違反でしょう。追い込められるわけです。そういうふうな追い込められた場合の人の立場というものは、一体法律的に判断してどうなります。重大な問題じゃないですか。それとも、もう一つは、先ほど来出ておりました報労働物のブラス・アルファの問題、これも、それほど重大な慣行違反をやった場合のあの措置としては、その程度のことのまなれば解決しないわけなんです。絶対解決するものでないですよ。私が組合の当事者でも、それは解決しませんね。それほど重大な問題とは思っていないのじゃないですか。そこにやはり認識の相違があるわけですね。したがって、この二つのことは、二十六日の約束は別として、二十七日における慣行無視だ、この点ははっきりしているのですから、これと、そうしてそういう慣行無視の事態に対していかぬという反省があれば、あの程度のわずかな

な条件のものであれば、もっと早く妥結しておるべきなんです。国鉄労働組合としては、それ以上どうして下がれる。ぎりぎりの線ですよ。そういう場合に、追い込められた人間の犯罪性というものが一体あるのですか。そういう問題を抜きにして、ただ、現実起きた事態だけがいろいろな刑法なり、そういうものに該当するというだけで、それを追及しているのだ、こういうことでは、多少とありますが、問題の扱い方として間違っているのではないかと、第二次的、第三次的なつけ加えたような事情であれば、なかなかこういうものは勘案しておれないという検察当局の気持もわからぬではないが、そうじゃない。決定的な問題なんです。大臣は、そういうふうな先ほど言われましたけれども、こういう問題と切り離しておやりになっているのだというふうな、これを私は切り離す必要はないと思うのですが、もう一度御見解を聞きたい。それから、竹内さんにも聞きたいわけですが、あなたは刑事関係のりっぱな御専門家であるわけですが、そういうふうな追い込められた人の立場ですね。これは一体法律的にどういうふうな理解をされているのか。私は、決して誇大に申し上げているつもりはない、この問題は、お二人からひとつ御見解を聞きたい。

○國務大臣(橋本虎次郎君) 重ねての御質問でございますが、私どもの立場といたしましては、お話をそういう約束があつたかなくつたかという、そういうような問題、あるいは二十七日の云々のお話でございますが、これらはいずれも、三十一日のあの行為を判定するにあたりまして、場合によってはそれが情状酌量の材料になるというところは、これは考えられます。しかしながら、私どもが指摘したいのは、国鉄の職員が、いわゆる法令の定めるところによって、罷業行為をやつてはいけぬという建前になっております。その問題についての違反ももちろんでございますが、あるいはまた、この日に御電車の発車をすわり込んでおける電車、あるいは運転士、車掌等の正常な行為を妨げるとかというふうな、いろいろのことが各地で行なわれまして、それが、あるいは住居侵入の規定に該当いたします、あるいは暴力行為の取り締まりの処罰の法律に違反をしている、あるいは公務執行の妨害になる、あるいは業務妨害等の犯罪に該当する、あるいは疑いがあるもので、それに従つて、その疑いを明らかにしてこの問題の処理をいたして参らなければならぬ責任と義務がわれわれ当局にあるわけですね。もちろん、先ほど申し申すように、いろいろなその間の労働間の折衝の状況等が、真相を把握するために、あるいはこれに対していわゆる刑を量刑する場合におきまして参考になるというところは、これは言うまでもないことと思つておりますが、私どもがいろいろ今伺つておられますのは、御承知だろと思つておられますが、各地における電車の運行の阻止でありまして、あるいは器物を破壊したとか、あるいは入るべからざる所に入つて、そうしていわゆる住居侵入のようなどことをやつたというふうな、それらの問題を明らかにしたいというのが、われわれが今とつておる態度でございます。

○政府委員(竹内寿平君) ただいま大臣がお話しになりましたことにつけ加える何ものもないわけでございますが、私の意見を述べようということでございますので、若干補足的に申し上げます。この事件の的確な姿を把握いたしますためには、この事件の原因、動機、因由となりました事項につきまして、正確な材料、知識を持ちます必要があることは当然でございます。先ほど来、二十六日、七日にかけての話し合ひが、真相がどうであつたかということには、検察当局としまして、すこぶ重要な興味のある問題でありまして、その真相をきめたいという気持を持つて違ひないと思つておるのでございます。で、このような、すべて刑事学的に見ますと、無原因的な行為というふうなものもないうわけではございませんけれども、それはそれなりにまた学問上の対象になります。ですから、ある犯罪につきましても、その犯罪のよつて来た原因、動機、因由というものがあつて、その問題ではないにしても、その犯罪を生み出してきまされた意味におきまして、刑事学的に非常に価値の大きな部分でございます。この原因、動機が非常に犯罪と接合して来た場合に、御承知のように、これが緊急避難になつたり、あるいは正当防衛になつたりする場面もあるわけでございますけれども、本件のものが、このような、亀田委員のおっしゃるような意味において、かりに理解いたしましたといつても、これがすぐ犯罪の成否に関係のあるような緊急状態というふうに見えるか、あるいは正当防衛的な権利の行使

であるというふうに見えるか、いろいろ見方はあろうかと思つておりますが、私ども検察当局としましては、それはそれといたしまして、現に行なわれまして、労働の違法争議、その違法争議によって生じたものもろの公務執行妨害、暴行等の事犯につきましては、これは、それ自体として脱意たいま捜査しておるのでございます。この事件全体としての評価をいたします場合には、今御議論になっておりますような点も十分しんしゃくいたしまして、その価値を判断していかなければならぬというふうな、私、まだ真相をつかんでおるわけでございますが、そういう考え方をいたしております。

○亀田得治君 よほど今回の問題は真剣に考えてほしいと思つております。そうしませんと、労働組合を挑発しようと思つて、相手方がのめないような態度を使用者側が突きつけてくれば、いつでもそういう状態になってくるわけですね。のめないような状態、金額が多寡でなしに、組織の抹殺という問題になつたら、これはのめないでしよう。個人にしたら、もう消えてしまふと言われる、そんなら、黙って消える人があつたら、絶対ない。黙って消されるというふうな状態になつた場合には、それは違法であらうか何であらうか、自分の命を守るために、必ず私はやると思つておる。それは三十二万の国労の組織としての問題であつて、あなたのほうの見方が問題であつて、各地でいろいろなことをやつた人とは直接の結びつきにはならない、そういうふうな考えだろと思つておるわけでもない。しかし、そうはいかないのですよ、それは、あちこちでいろいろな

ことをやった人が、何も自分たちの好みでやっているわけじゃないわけです。それは、二十七日のそういう事態に直面して、国労が緊急中央執行委員会を二十七日に開いて、こんな慣行ができてはたいへんだということで、相当強い戦術をきめていたわけですね。それは、切り離して考えられぬことはいかもしねぬが、そこは実質的には無理があるのです。形式だけをとって、けば切り離されるでしょう。だから、少なくともこの点は、私は、この普通の刑事学の理論から見ても、相当問題になり得る点だと実は考えるのです。あちらこちらで起きた現象をすぐそのまま私は是認するわけじゃないのですよ。是認するわけじゃないのですが、組織の抹殺というふうなことはあまり真剣にお考えにならない、一般に。個人の命があぶないということ、これはたいへんな問題である。びんとだれでも来ます。だから、その点の認識を深めてほしい。きょう、いろいろ官房長官等々と質疑をいたしました過程において、若干でもそういう点のひとつ認識を深めていただければ非常にけっこうなわけですが、これは、再三われわれが最高検にも申し上げておる点ですが、それは公安部長も、重要な一つの問題点だと思ふから、それ自身としては、その点はよく検討してみよう、これはもう率直に言われておるわけですよ。だから当然、そのような問題がやはり今あちらこちらで行なわれておる、やはり取り調べについても、ちゃんと頭に入っていてやってもらわれないと困る。すぐそれで、無罪だ、放免だというところまで私は申し上げておるわけじゃないのです。だから、そんな

こともかまわぬのだ、とにかくいろいろなかことがあったから、それをやっておるだけなんだというのでは、どうしても納得いかない。そういうわけですね。まあ法務大臣、私は最初は多少そういう感じを受けたわけですが、先ほどの御答弁ではそうでもないようでありました。これはひとつ十分検討してほしい。それから警察のほうも、もうすでに検察庁の段階に移っておるわけですが、これは時間もないから、聞きをするとは省略いたしますが、そういう点はやはり幾分認識していただいた上でなおかつということでありませんと、どうも工合が悪いわけですね。藤田進君 最近——この問題についてだけのことですが、お答えをいただきたいのです。これは竹内さんにお聞きします。従来、この種労働問題に関する検察活動については、最高検あるいは法務省と緊密な連携協議の上で発動する場合は発動されてきたと思うのですが、各地検が任意に捜査し、勝手な執行ではなかったと思ふが、今回の場合も、そういう協議をさして、最高方針がきまつて手をつけるというところになったのかどうか。四つほどお聞きしたいのですが、これをまづ聞きたい。

○政府委員(竹内寿平君) これは、労働事件はすべて最高検察庁が指揮をとっておるといふふうではなくて、事柄が全国にまたがっておるような事件につきましても、処理がアンバランスになりませんように、公正に行なわれ生じた事情、現象等を最高検に報告させまして、最高検で検討した上で、現地の意向を開いた上で、やるべきものをやるというふうには、これは、現地がそうでないと言ふものを最高検が命令してやらせるといふのじゃございませんで、最高検はそういう意味において調整をはかる、その間に法律上の問題等がございしますならば、私どもも、場合によっては法律上の助言をするということがあるのでございします。が、一般的に公安労働事件をすべてするというのはございしません。ただ、公安労働事件が全国的にかなり一斉に発生する場面が多いので、従来そういうような取り扱ひが多かったということは言えると思ひます。

○藤田進君 国鉄の今度の問題は どうですか。

○政府委員(竹内寿平君) 本件につきまして、今のような、各地の状況を最高検に報告をしてもらひまして、最高検で検討した上で、検挙という処置に相なつたと思ひますが、もちろん、この検挙をいたしますにつきましては、検察当局の意向もくんで、相談の上で決定したと思ひます。

○藤田進君 ですから、この場合は、最高検あるいは法務省とも緊密な連携、協議をされて、検察活動に入るといふことになつたんでしよう。

○政府委員(竹内寿平君) 法務省は、この問題につきましては、法律上の助言等は聞いたしております。あとから報告を聞いたのでございせんが、検挙に際しましては、警察当局と現地検察庁、並びに現地検察庁を通じてそれら情報が高検にも来て、最高検で協議をした結果、検挙という方針をきめて処置したものと、いふふうにお考えしております。

○藤田進君 これは、われわれの感じ

をやるというふうには、これは、現地がそうでないと言ふものを最高検が命令してやらせるといふのじゃございませんで、最高検はそういう意味において調整をはかる、その間に法律上の問題等がございしますならば、私どもも、場合によっては法律上の助言をするということがあるのでございします。が、一般的に公安労働事件をすべてするというのはございしません。ただ、公安労働事件が全国的にかなり一斉に発生する場面が多いので、従来そういうような取り扱ひが多かったということは言えると思ひます。

では、それはときどきの事案によって違いますけれども、何だか国鉄の当局側の検察庁のような印象を受けるわけですね。それは、竹内さんも専門家であり、今日の組合も基本法であるといふことは、少なくとも国鉄営業法なり、一般商法概念でこれを扱われるべきではない。これはもう労働法として大事なことだと思ふんです。したがって、お聞きいたしますが、原因の調査というふうなことは、逮捕その他の活動をされた上で、その中で調べていきたいというふうな意味の法務大臣からの答弁がありました。違法性がある以上、そういう原因というものは一つの参考にするべき。これは少し権威のない検察活動だ。検察活動をなさる以上、ある程度の起訴に該当するというめどをつけられておやりになる。従来建前だつたと思ふ。調べてみたが、起訴に値しない。起訴猶予とか不起訴とかいうものは、ものによってはあるとしても、しかし、当初の建前としては、違法性が濃厚であるという、したがって起訴に至るといふめどがついてはいるだろうと思ふんです。しかし、その原因となつていられるものについてはまだ十分究明がないままに、最高検としては検察活動に入ることの意思を決定されるというふうになる。そこで、この種の労働問題について、過去の判決例等から見て、ものによっては正当防衛——この際は、われわれは非常に考へ方が適当であらうと思はれる点は、組織に重大な従来の慣行を破つてですね。労働組合というものの自体的存立意義というものは、個々の労働者では弱義というものは、個々の労働者では弱

二十八条も、団結権を与えるということになってゐる。それが将来にわたつても、今回のみならず、少数の組合、しかも、弱い強いはお調べになればわかりますが、比較的その団結の質において最近において大きいものが当局との交渉においても力を持つというものが、これは原理ですね、労働組合の、もう「いろは」でしょう。それが少数組合、しかも質的にも比較的相対的に弱いとみなされるものにまず妥結をさせて、そして自余の強い組合にこれを了解、妥結をさせるというふうな今度の二十六日の当局の背信行為というものは、組合としては、組合存立のその意義に全く反する。将来重大な影響を持つといつたような意味からすると、正当防衛という議論は当然出てくるように思ふ。その正当防衛というものは、一応労働関係には、判決例その他から見てもと思はれるが、そういうものは労働組合というものにはないと思はれるか。私は、正当防衛の理論に基づく判決例というものは多々あると思ふけれども、その点、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(竹内寿平君) 労働法の労働事件と申しますか、こういう問題につきまして深い理解を持って検察に当たらないかと思つておられます。のみならず、これはなかなか一朝一夕に口で申しましてもできないことではございませぬので、私どももしましては、労働専門に扱わせる検事を指名いたしました。平素労働問題に関する豊富な知識を持つよう訓練しつづつある。そういう検事に、こういう事件が発生した場合には事に当たらせて、そういう点から

二十八条も、団結権を与えるということになってゐる。それが将来にわたつても、今回のみならず、少数の組合、しかも、弱い強いはお調べになればわかりますが、比較的その団結の質において最近において大きいものが当局との交渉においても力を持つというものが、これは原理ですね、労働組合の、もう「いろは」でしょう。それが少数組合、しかも質的にも比較的相対的に弱いとみなされるものにまず妥結をさせて、そして自余の強い組合にこれを了解、妥結をさせるというふうな今度の二十六日の当局の背信行為というものは、組合としては、組合存立のその意義に全く反する。将来重大な影響を持つといつたような意味からすると、正当防衛という議論は当然出てくるように思ふ。その正当防衛というものは、一応労働関係には、判決例その他から見てもと思はれるが、そういうものは労働組合というものにはないと思はれるか。私は、正当防衛の理論に基づく判決例というものは多々あると思ふけれども、その点、どういふふうにお考えですか。

の不用意な法の適用というようなことを避けしめるように努力をいたしておるのでございます。で、労働事件につきましてはいろいろの問題がございますが、その中の一つを今御指摘になりましたのでございまして、まあいろいろ言葉で表現されておりますのでございまして、判決例などにも、超法規的違法が阻却事由というように、違法性が阻却される場合があるのだというところの下級審の判決もございまして、期待可能性の事由と申しますか、そういうような観点から、違法性を阻却するというような判決もございまして、まあこれは判決例ではございせんが、理論として、抵抗権の理論といったようなことも言われておるのでございまして、論ずるところ、私もも寡聞でございまして、いろいろな議論を承っておりますが、私も、私ども抱っております刑法に対するそういう違法性を阻却する事由というもののにつきましては、そう軽々しく抵抗権の議論を振り回して、犯罪が不成立になる場合があるのだとか、あるいは超法規的違法阻却事由がみだりにそこら辺に幾らでもあるかのごとく喧伝されまことは、刑法を扱っております立場の者としては、さようには考えておらないのでございまして、判例につきましても、そのような意味においては争った事例が大部分でございまして、それらは、上級審においていずれもくつがえっておるのでございまして、それらの法律上の扱い方の動きというものは、そういう点について、確立の方向には向かっておりますが、いまだ不動の状態にあるとも言えぬのでございまして。私も、そういう解釈について

のすみやかな、確定的な意見というふうなものをはっきりさせまして、法的安全に資して参りたいと考えておるのでございます。ただいま御指摘のような議論の存じますこと、並びに下級審の判決にも、そういう意見で無罪に連れた判例等もあるというふうなことは聞連があると思っております。

○藤田進君 でありますから、法務大臣が言われたように、捜査の過程でも原因等を調べればいいのだけれども、参考意見というものはあまりにも犯罪があったとすれば、その動機なり原因ということをまず究明をされて、最高検において、これは檢察活動をしろという意思を決定される以上、その辺をもっと調査されているのがしかるべきなのであるにかかわらず、そのようなことは今後事態が明らかになるという、そんなことではないのか、私は少し疑問に思う。

○国務大臣(植木庚子郎君) 私の表現の仕方によって、そうした御批判をいただくのかもしれないが、私は、やはりこの国鉄の職員が一般的に申しまして争議行為を禁止されておるといふこと、あるいはそれが実際上行なわれて、多数の公衆に非常な迷惑を与えたというところ、こうした現実の問題がはつきりあるのであります。その場合に、なるほど仰せのように、それが何によってこういうようなことが起こったのかという点を事前に内偵といいますが、十分調べて、しかる後に本論に入って調べるといふやり方ももちろんあると思っております。私は先ほどどうした不当な刑罰法規に触れるような疑いがあったから、それで直ちに捜査を開始したというように、ややそのほう

に強くお取りになったかと思いが、それは、われわれもいたしまして、前後の事情については、でき得る限りの調べはもちろんならざるが、やっておりますことと申すのであります。しかしながら、あまりにもそこに現われた争議行為そのもの、すなわち本来なすべからざる争議行為をやったという事実は厳然たるものがある。しかも、それが公衆に非常な迷惑をかけること明瞭なるものがあちらこちらで類発したという場合には、ゆっくりに、それはなるほど、原因、動機等もすぐ内偵の上で調べて、それから手をつける方法もありましようし、あるいは、ときによって、檢察当局といったしまして、その違法性に目を付けて、そしてこれに対して直ちに捜査に入る、捜査に入れば、もちろん先ほど申しますように、その犯罪の原因、動機等についてもあとで限り、しかも、労働問題に対して、でき得る限りよい慣行ができるようにという考え方で臨んでおる政府の労働関係の当局の意向も十分体しつつ、われわれは刑罰法令の施行に当たって参るといふことよりほかにないのであります。表現の方法が先になつたかあとになつたかという違いだけで私といたしまして、暴力行為があつたから、直ちにそれだけで何もかんでも、ほかのものはほんのちよつとした参考にしかならないのだ、そういうようなつもりで申し上げておるのではない。もちろん私だつて、そういう問題が起つて、それを調べれば、それについて原因、動機が状況酌量の余地があるかないか、あるいは政府委員の答えましたように、違法阻却

の理由があるかないかという、そういう問題はもちろんならざるが、その上で最後のいわゆる起訴、不起訴その他の処理をいたすことは、これは申すまでもないのでございまして、この点はひとつ、もともと私、説明がへたでございまして、御了承願いたいと思っております。

○藤田進君 ども、本末転倒じゃないでしょうか。今の檢察庁としては、個々の事件に個々に活動したのではなくて、あなたの監督をされる檢察庁は、檢察総長を初め協議した結果、檢察活動をすると決意になったと、これは事態が明らかになった、しかもその場合には、まあこれは起訴猶予か不起訴になるかもしれないが、とりあえず檢察活動はやって捜査をしてみようという、そういう軽々なものでも、特に労働関係でもあり、その一方に、ある意味では弾圧呼ばわりさされるような実情ですから、活動される以上は、ある程度の見通し、めどというものをつけられ、その上で、結論として起訴猶予なり不起訴というものはあり得るとしても、当初の出発点においては、ある程度のめどがなければ意思の決定はされないと申す。一方、竹内さんも言われたように、労働関係においても、刑事罰の場合に、正当防衛の理論なりあるいは緊急避難なり期待可能性の理論というものは当然あるということであれば、先ほど他の委員から質問したように、二十六日の晩には、第二組合ないし動力車労組との間に先にあつたこととはしない、絶対多数である国鉄労働組合との関係の団体交渉を明二十七日に持つと言つてい

る。官房長官は、そうは聞いておらな

い、そういうことではないと言われているくらいに、この問題が不明確なわけなんです。それはこうであつたというの事態がはっきりされなければならぬ。それが全然法務大臣のところにも来ていないでしょう。こういう重大な背信行為である、組織に将来大きな問題を残す労使関係の問題解決の本体を否定したようなことで事が進んでいくというふうな事態があるなしという議論が、今お聞きのように、官房長官との間にもあつた、それを法務大臣としても全然お聞きになっていないということですか。事情を知らない

○国務大臣(植木庚子郎君) その点につきましては、いわゆる原因、動機といいますが、その一つの一つのよつてきたるものであります。その一つの一つのよつてきたるものに報告は受けておられます。あるいは最高検におきまして、協議の際には最高検におきまして、どの程度かわかりませんが、ある程度の理解を持っておつたかもしれません。それはなお必要ならば問い合わせますけれども、今回のこの争議が初めて起こつた争議ではございまして、今まで労働争議というものは、こうした国鉄の電車の出発を押えるとか、あるいは車掌さんが大ぜいでもってその運転をじやますとかというふうなことは、従来もあつたことではあります。したがつて、檢察当局としては、その原因は、もちろんある程度必ず私は関知しておつたことと思ひますし、のみならず、その現実が起こつた事態を見て、従来のこうした場合における捜査

さんございますから、その経験にのつとって、この際捜査活動をしてよろしいという建前でこの捜査が始まったものと、かように私は考えているのであります。

○藤田進君 この種の、これほど大きな問題だとされている最高検が意思をきめるために、個々に検察活動を開始しないという問題があるにかかわらず、法務大臣は、そういう原因等をまだ聞いていないということは、お忙しいとはいへ、私どもとしては非常に不満足です。しからば、事務当局は、竹内局長のところへそういうことを連絡されているかどうかをたじたい。それから、事務当局は聞いておられるかどうかということです。それから、法務大臣の何もあげ足をとるわけでも何でもありませんが、従来やっていたからそのとおりやっていると云われませんが、その事実々々によって性格はそれぞれ違ふ。同じものもあります。今度の場合は今度の場合の特徴がある、原因がある、それを、マンネリズムに陥って、今までやっていたから、電車がとまったからやめた。まるきりオートメーションの、自動化された機械みたように、何でもかんでもという、そんな態度では困る。これはこれとしての原因というものを十分把握された上でない

と困る。原因は、特に二十六日の晩、当局との間にかわされた約束があるという、官房長官に聞くと、中村常務ですか、その人からの連絡で、そういう約束がないと、こういう状態の中で、検察当局からの報告等に基づくと、はたしてどうであったか、これを聞いておきたい。
○国務大臣(植木庚子郎君) どうも私

の申し上げ方が悪いのかもしれない。下手なのかもしれない。私は、検察庁当局がマンネリズムに陥って、そうして従来やっていたことがあるから今度もやれという形式でやっていたと申したいのであります。先ほど申しましたのも、多年の経験の上ののつとって、そうしてこの事案については、いわゆる第一線から、検察庁から相談のあった場合、その場合に、全国的にながめて、そうやってよろしいという結論に達してこの捜査を始めた、こう私は信頼しております。こう申し上げているのであって、何もただ軽々しくやれるということをやったというわけではないのですから、どうも私の申し上げるがまずいのかもしませんが、どうぞぜひとつ御了承願いたいと思ひます。

○政府委員(竹内寿平君) 二十六日の交渉の経過等につきましての資料でございますが、これは、私も聞いておらないのでございます。したが、いまして、もちろん大臣にも御報告申し上げていないわけでございます。私の考えとしては、それをどういうふうにとらえて、検察庁が今度の事件のうちに理解して、検察庁が今度の事件の検挙に踏み切ったかという点に注意をすべきは、それをふんまえての議論としては、私はここでできないわけでございます。その点についても、検察庁の意向をたじたいみる必要があるろうかと存じます。この段階で、私こへきて初めて今のような問題があるということを知ったわけでございます。これも、今私の聞いた限りにおきまして、争いのある問題のよう

に伺っておるわけでございますが、そういう問題を抜きにいたしまして、そらく、検察庁は、そういう点について

の考え方を考慮しておるとは思ひますが、どういう考慮をしたかということになりますと、法律的に申せば、そういう事情でありまして、そのことか法規則に公訴棄却をするとか、あるいは犯罪が不成立になるという考え方には立っていないという事は、私、伺うまでもなく、申し上げられるのじゃないか。しからばこそ、現象をとらえまして、その違法なる状態を看過したがたしという考えから検挙に踏み切ったものと思ふのでございます。その事情等をどういうふうに参加して今処理を進めておるかということについては、これは、検察庁にとくと確かめてみないとわかりませんが、しかし、それを確かめてみた結果といたしましても、捜査の段階でございしますので、十分申し上げ得るかどうか、これも疑問でございますが、いざれ捜査が済んだ上におきましては、ある程度お答え申し上げられるのじゃないかというふうに考える次第でございします。

○藤田進君 関連質問ですから、あとに譲りますが、あと一問。今の点のこと、仮説に基づいて判断されるということ、非常に問題があると思ふのです。従来検察庁なり法務省とされては、この種労働事案につきましては、団体罰で行かれた場合もあるし、個人罰で行きになった場合もある。あるいは団体罰、個人罰併用といった、まちまちのものもあるわけなのです。これは一貫してない。今度の場合は、どういう態度で発動しておるのですか。

○政府委員(竹内寿平君) 検察庁からの事案の報告を見ますと、団体罰とか個人罰とかいうような考え方で処置するということとは、私は実はあ

まり考えておらないのでございします。その事案々に即して、たとえばおおり、そのかしのいうような行為のみを罰する罰条のあるものにつきましては、職員でありまして、それに参加いたしましたも、そのこと自体は犯罪にならないわけでございます。あおり、そのかしのいう姿でとらえる。そうなりますと、あおり、そのかした人というのは、何か団体の相当の地位の人ということになるかと思ふのです。そういうのもって団体罰的な扱い方だと思ふれば、それは、日教組の事件などは、そういう扱いをしたことになると思ひます。

それから、今回の事件のように、ストは禁止されており、その禁止されている人たちがストをやると、そのストの過程において、威力業務妨害ですわり込みをやったとか、あるいは妨害を加えてけがをさせたとか、傷害を起したとか、集団で暴力を加えたとかというような、この行為をとらえていきますと、個人罰となりますが、今度の事件は、大体において個人罰的なことになろうかと思ひますけれども、それは事案によることでありまして、特に団体だけを罰しているとか、あるいは個人だけを強化するとかというふうな取り扱ひの方針とか、やり方、考え方があるといふものではないと私は思ひます。

○藤田進君 しかし、国鉄は国鉄の労働組合として規約というものがあつて、おのずから統制というものがあつて、それは、組合内部としてのそれの罰条がある。組合の決議方針に反する場合はですね。しかし、国労自体がそれそれ合議体として決議し、指令を出

し、その指令の範囲内で行動をする。指令の範囲をこえたものについては、行為罰ということもありましよう。これは、国会でも、今なくなつた末弘太郎博士あたりは、労働問題については団体罰が正しいという説をあつた人が、つとつと持ち続けられておりました。したがって、その内部団体の規約等というものから照らして、あるいはこれに反すれば除名というふうなことも最後的にはある。あるいは組合によって、ユニオンショップの労使間の協約があるというふうな場合もあるわけ

です。したがって、指令の範囲をこえたものについては、行為罰というふうなこともあつたのです。どうも検察当局にしてみても、この理論が一貫してないように思ふ、その点についてはどう思ひますか。

○政府委員(竹内寿平君) 先ほどお答え申し上げましたとおりでございします。指令を自身で違法であるというふうな場合に、その指令を出した人がある具体的行為の強化というふうに見られる場合には、やはり犯罪としては、個人的な色彩の強い暴行事件とかあるいは傷害事件とかというふうなものになるのでありまして、団体罰をきめた刑罰があるならば、その団体罰を適用したものであるについては、団体的な、団体罰的な扱いになるわけですが、現行法のもとにおきましては、そういうふうな刑罰類型はないようございまして、刑罰として現われて参りますの幹部なり何なりが関与しておられますならば、それが共犯という形になる。

その他もあり、そのかきしというよう
な特別な罪を設けておきますような
ものについては、あつた者、そのか
した者でありまして、そのかされた
者、あつた者は犯罪にならない、
こういふことになっておるわけであ
ります。

○亀田得治君 大体ひとつ結論に入り
たいと思つておる。この今回の捜査は、
本日問題になつたようなところなど
あまり明確でないままに、各地区とも
捜査に入つたのが真相のようです。私
たち、その後最高検に對してこの点の
説明もし、組合からも説明書等が出て
おります。現段階では、相当この点の
認識は深まつてゐるとは考へており
ます。もちろん、報労物資についての
団体交渉の意味、そういうものなど
についても、若干食い違ひがあるでし
ょう。まあ質疑の過程で明らかになつ
たように、あの約束のあるなしの問題
じゃないわけでは、その前に、むし
ろ慣行という問題がある。慣行に立っ
ての約束なんです。だから、約束の点
が不明確だからといって、何も因縁の
やつたことが非常にそれで合法化され
るといふわけではないわけでは、これ
はまあ竹内さんは、そういう点はよく
分析して御理解願へると思つてござ
います。そういう点は、説明すれば、こ
れはだれにでも了解願へるわけですが、
なかなか地方の検察庁までそういうこ
とが届かない。まあ公安部長も、地方
に行かれた場合、なるべくそういうこ
とをひとつ直接説明してくれぬかとい
うような話までされていくらうです
が、われわれ、逮捕者などを出してい
る所へ行けば、それは説明して回りま
す。回りますが、何分にも汽車が先に

出てしまつたのだな。出た汽車を引き
戻すほどの理論にはならぬわけなん
です。まあそういう状態にあるわけ
が……。それで、もう一つは、今まで
因縁でいろいろなストライキなり処分
がありました。ここに全部表があるわけ
ですが、三種類になる。一つは給与
の問題、もう一つは、皆さんから言
はば政治闘争と、そういうふうなこ
とで、特に許されぬものだという見解
を持つておられるようですが、とも
かく警職法とか安保とか、そういう問題
に關連してのもの、今まではその二種
類なんです。今回初めて出たのが組織
の問題です。全部組織問題がそういう
ふうなばつとぶつつけられたものはな
いわけなんです。だから、現象だけを
見ておられますと、ああまたかと、こ
ういふ感じを持たれると思つてござ
います。組織の問題から来ている。だ
から、そういうふうな因縁がしかけて
きて、今までは待遇なり、そういう問
題、あるいは警職法等の問題、労働組
合から見たら、今度の問題がもっと重
要なんです。こちらにとつてみて
は、その重要なやつに、しかも、起
きておる事態としては、今までは決
してそんなに強いものではないです。
私たちが過去のやつは知つてゐる。そ
れに對して大量に行政処分等をやつ
ておるわけですね、前代未聞の。検
察庁も、それに乘つて大量な検束を
やつてゐる。結果としてそういうふう
に出ているわけなんです。この点が、
全体を総合してみますと、はなはだ
われわれとして遺憾に思つてゐるわ
けで、したがって、まあわれわれも
求めているわけですが、各地で捜査を
しておる、その捜査の結果というもの

は、やはり最高検に集めて、そこで検
討して、ひとつ起訴するかしないか
すね。ばらばらでやつておられます、
起きた現象自体でやつておられます、
そういうふうにはやはり努力してはし
ない。諸般のそういう基本的な問題等
も検討したが、なおかつやむを得ない
といふふうには、皆さんがそういう見
解に立たれる場合は、それはまあ一つ
の立場です。しかし、それだけのや
り検討はなすべき私事だと思つて
おるわけですが、大臣のひつつ見解
をおきたいと思つておる。

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいま
の御発言の趣旨につきまして、先刻
の質疑応答によりまして、御意向
の存するところも十分察せられま
す。われわれとしても、事の重大性
にかんがみまして、十分慎重に処理
しなければならぬと思つておる。し
たが、最高検當局におきまして
は、地方の各検察庁との間の連絡を
密にいたしまして、あやまちならん
ことを期したいと思つておる。

○亀田得治君 それから、これは刑事
局長に一点お伺いしておきますが、私
たちがいろいろなえらい人の問題を
ここで取り上げますと、刑事局長は、
いづれも、自分を求めるために強制
捜査をするわけにいかないと、なか
筋の通つたことを言われるわけ
です。われわれ、ちよつとはがゆい
なと思つておる。私、わかつてお
りながら、多
少言ひ過ぎる場合もありますが、こ
ろが、どうも今度の捜査の状況を見
ておりましたら、やはり自分を求め
るだけに逮捕をしておる。こういう事
案等が相当あるように思つてござ
います。刑事局長、そういうことは
ないか。ふうにここで断言できますか。
○政府委員(竹内寿平君) これはもう、
はつきりと私は断言したいと思つ
ておる。もちろん捜査でございま
す。何がしかの供述を求めるとは、
その述べられた供述が他の人た
ちにつうつうに漏れてしまわな
いよう、そういう意味においての証
憑の隠滅をはかられまいという考
えが勾留の原因に私は大部分な
つておると思つておる。今日自
白を求めるとは、理論としてはも
ちろんございしますが、實際問題
として、そんなことはできないもの
じゃございせん。ただし、供述を
求めること、それは捜査でござい
ますから、いろいろ手を変え品を
変え、申しますならば、検察の限
度をこえてはもちろんなりませ
んが、必要な供述を求めるこ
とは当然でございします。しかし、
それを目して自白の強要だとい
ふふうな見方を私どもはいたして
おらないのでございします。

○亀田得治君 同じ事実でも、自
白を求めておるのか、あるいはその
証憑隠滅を防いでおるのか、その
判断はきつめて微妙なわけですが、
しかし、どちらかといふと、犯罪
が相当明白であり、しかも、ほう
つておけばいろいろな証拠が隠滅
される、打ち合わせもされるとい
ふふうな問題であり、場合によ
りには相当違ひますね。これは抽
象論的、いやいやいわけですが、
今回こう回つてみても、やはりそ
ういふ感じを受けておるわけ
です。しかしこれは、個々のケ
ースをここに出示して議論しな
きゃ始まらぬことですから、こ
の程度にはいたしておきますが、
これは、そういうことのないよう
に、この本質的な問題をかか
えている問題だけに、ひとつ御注
意を願ひたいと思つておる。

○委員(松野孝一君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○委員(松野孝一君) 速記を
始め。他に御発言もなければ、
本件については、一応この程度
にとどめたいと思つておる。
午後二時まで休憩いたします。
午後一時四分休憩
午後二時三十分開會
○委員(松野孝一君) これより
法務委員会再開いたします。
行政事件訴訟法案及び行政事件
訴訟法の施行に伴う関係法律の
整理等に関する法律案の両案を一
括して議題といたします。
前回に引き続き、質疑を続行
いたします。ただいま出席中の
当局側は、浜本訟務局長、杉本
参事官であります。御質疑の
ある方は、順次御発言下さい。

○亀田得治君 最初に、現在の
特例法と新しい法案の基本的な
違ひ、そういう点について総論
的にお尋ねをしたいと思います。
現在のこの特例法は、行政事件
も本質的には民事事件と異なる
ものではない、もちろん、両者の
差異がありますから、それに
応じた民事の特例を規定する、
こういうふうなきめ方をやつ

いると思ひますが、そういう点は、局長はどういうふうに現行法を理解されておられますか。

○政府委員(浜本一夫君) 行政事件訴訟の法律的な性質については、いろいろ考へ方もあるかと存じますが、ともあれ現行行政事件訴訟特例法は、戦後間もないころ、倉卒の間に作られたので、立法者が立法当時どういう考へ方をして置かれたかとは別として、客観的に考へますれば、今、亀田委員がおっしゃいましたように、全般的に民事訴訟法によるという建前に立ち、わずかに十二カ条の特例を定めるという形で、その名の示すとおり、特例法として成立しているのではありません。これに対しては、ただいま御審議をいたしております行政事件訴訟法案を立案しますにあたりまして、私どもといたしましては、現在までの経験に徴しまして、十二カ条によるだけで、円滑に裁判所にその審理を願うことはとうていむずかしいと考へまして、このたびの法案では、行政事件訴訟というものの本質に着目いたしまして、特例としてでなしに、行政事件訴訟法という一つの体系を考へなければならぬという建前を臨んだのでありますが、できましたものは、御承知のように、四十数カ条でありまして、はたしてこれで、民事訴訟法と離れた一個の手続法体系として独立のものであるかどうかという点については、いろいろ觀察なり御批判なりがあるかと思ひますが、御承知のとおり、できましたものを結果から考へますれば、今御質問のような、はたしてどちらの態度をとっているのかという御疑問が残るか

と思ひますが、立案する私どもの気持は、今申し上げましたような気持であったのであります。ただ、わが国におきましては、御承知のように、行政事件訴訟も、普通司法裁判所において扱われますので、しかも、その独立の手続法を規定するにいたしまして、きわめて民事訴訟に近い性質の手続法にならざるを得ませんので、本案におきましても、やや詳しい手続をきめたとはいはれませんが、やはり共通の部分については、しつと本法案に手続を網羅的に規定することなくして、共通的なものについては民事訴訟の例によるという、第七条によつてまかなうという建前をとりましたので、できておりますものを結果的に見ますれば、中間的とも言えるかも知れませんが、言えるかも知れませんが、立案する私どもの気持といたしましては、行政事件訴訟の特質をとらえて、その訴訟法を一つの体系として定めたいという考へ方をして置いたのであります。

○亀田得治君 個々の条文につきましては、おしいとお尋ねをいたしますが、現在の特例法のもとにおいては、つまり、でき上がった法案においては、現行法というものを一応抜きにいたしまして、事件そのものですね、行政事件民事事件、これに対する見方はどうかという点の見解を特にお尋ねしておるわけなんです。現行法では、もちろん行政事件と民事事件の違った点はあるか、本質的には同じなんだ、こういう考へ方が立っておると解釈しているのか。したがってまた、今度の法案では、その点がどうなるのか、そのの見方なんです。現行法上の見方と事

件についての性格上の違いですね。法律じやなしに、もちろん、法律を離れて御説明願うわけにはいかぬでしょうが、そこはどういうふうな理解すべきものなんでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) きわめて理論的な問題でありまして、私がお聞きに対する適切な答えをできるかどうかはわからないのでありますが、私どもの理解する限りにおきましては、現行特例法は、やはり名の示すとおり、特例法という名前を持つておりますので、やその本質は、民事事件もしくはそれに近いものだというふうに見ておるといふことが言えるかと思ひます。したが、少なくともこのたびの私どもの御審議願つております法案では、民事事件とはやはり違つて、行政事件というものの特質を強調して、これについて一般法たる行政事件訴訟法を作るといふ建前を臨んでおりますので、学者が理論的にどう今後説明するかは私ども存じませんが、立案者としては、行政事件訴訟に関する限りは、行政事件訴訟というものを民事訴訟とは違つた体系のもとに統一法を作るとい

う建前で臨んだのは事実であります。○亀田得治君 そういたしますと、本法は、相当大きなやはり現行法の建前の変更ということに關連しようかと思ひます。現在の特例法も中間的なもの、あるいは新しい法案も、多少ニュアンスが違つけれども、少しそれを強めた程度、ということではなしに、相対行政事件に対する考へ方というものをここで変更するといふふうなことになるわけでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) 私は、現行法の立案には不幸にして実は参画していませんが、まあ特例法という名前をとつたところから、私、今申し上げましたようなことを申し上げておるのではありませんが、やはり現行法においても、事件そのもの見方は、本質的には変わらぬと思ひます。ただ、それを手続的にせよ、手続を作るにあつてどう見るかというだけの問題でありまして、行政事件そのものが、本法案のもとにおける行政事件と、現行特例法のもとにおける行政事件とは、性質が違つてくるかというところは、私ども考へる必要はないと思ひます。

○亀田得治君 考へる必要がないとおっしゃいますけれども、相当しかりおっしゃいます重要な問題になるのじゃないか、私は疑問を持つておるわけなんです。考へる必要がないという意味ではどういふことでしょうか。それは、行政事件を民事事件と本質的に変わらぬと考へている場合、そういうふうな考へるか、あるいは非常に違つたのだといふふうな考へるか、いずれの立場に立つたかということによつて、個々の

条文がはたしてそれでいいのかどうかという問題にはやはり直ちに關連して考へるわけですね。考へる必要がないといふことの意味ですね。

○政府委員(浜本一夫君) 考へる必要がないといふことは、表現が少し強いかも知れませんが、要するに、現行行政事件訴訟特例法における行政事件、それから、ここに示されております行政事件訴訟法のもとにおける行政事件というものは、性質が変わつてくるわけではないのであります。ただ、それを民事訴訟との対比においてどういふふうな評価するかということ、それは、評価する人の個々の立場によつて違つてくるかと思ひますが、少なくとも両法のもとにおける行政事件というものがそれぞれ性質が違つたという取り扱ひ方は法律はしておらぬという趣旨で私は申し上げておるのであります。

○亀田得治君 そうすると、行政事件というものは、性質は違わぬ。法律の規定の仕方は違ふ。そういう意味のようですが、法律の規定の仕方を違えてくれれば、行政事件の見方というものは、当然これは変わつてくるわけじゃないんですか。表裏一体のものではないんですか。法律の規定の仕方を違へても法律上の性格に変わらぬといふたようなことは言えぬわけでしょうか。○政府委員(浜本一夫君) 私の御説明申し上げようと思ひますところを成文の根拠に基づいて申し上げますれば、現行行政事件訴訟特例法におきましては、行政庁の違法な処分を取消又は変更に係る訴訟その他公法上の権利關係に關する訴訟、こううたつておりますし、また、本法案の第二条におきまし

でも、「この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。」この規定をし、この抗告訴訟については、第三条に、「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。」と、こういうふうな説明しておるのであります。私どもが理解する限りにおきましては、行政事件訴訟というものの根本は、公権力の行使に関する不服の訴訟なであります。それを本法案の第三条の第一項のように表現するか、あるいは現行特例法の第一条のように表現するか、表現の仕方は異なりすけれども、その内容において違わぬと、私はこう考えておるのであります。

○亀田得治君 本来この法律が変わりまして、事件そのものは、これは同一なわけですが、ただ、その事件の規制の仕方、扱い方が違つたのがつまり法律の改正ということでしょう。しかし、この行政事件をどのように取り扱うかというところは、たとえばアメリカ方式、西独方式、これなんかは非常にはっきりしておりますね、おのおの。そういうわけでして、なるほど事件は一つには違ひない。法律が変わつたからといって、別な事件が発見してくるわけじゃないわけですよ、これは確かにかし、それを法律が規制するということとは、法的な評価をするわけではなくて、その評価の態度というものは、たとえばアメリカ方式から西独方式に行つたら、非常に違つたわけじゃないですか、はつきりこの場合は違つてきませんかね。

○政府委員(浜本一夫君) もちろん、アメリカ法、西独法は、違ふことは違

うのでありましよう。しかし、現行行政事件訴訟特例法とこのたびの法案との取り扱ひの違いは、そのようなものではないと私は考えておるのであります。その意味におきましては、今おっしゃるような趣旨から言いますれば、取り扱ひの根本は違わぬと申し上げてもいいかと思つて、西独方式になつたわけでもありませんし、アメリカ方式になつたわけでもありませんので、根本の考え方は変わつておらぬと御説明申し上げてもいいかと思つてあります。

○亀田得治君 そういたしますと、現行法自体が多少あいまいな点もあるわけですが、それを多少敷衍したと、こういう程度になるわけでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) そこは、その把握の仕方によつて、表現はいろいろ変わつてくるかと思つて、それだけども、そういうふうな説明でも一半は尽くしている、私考えます。

○亀田得治君 そうなりますと、この逐条説明の冒頭に書いてある事柄は、多少大げさ過ぎるような感じも受けるわけですが、ここでは、「行政事件訴訟が一般の民事訴訟と基本的には性格を異にする面があることにかんがみ、」というその点を力を入れておられるようです。そうして、「現行の行政事件訴訟の特例を規定するのみにとどまるべきものではないとし、従来の考え方と異なり、」と、こうくるわけですね。何か非常にもの見方というものを相当程度変えていかれると、こういう感じを受けるわけですか。私はなぜこれをお聞きするかと申しますと、やはり行政事件も、訴訟として考える場合には、こ

れは被害者の立場というものが出発点だと私は考へておるのです。これもまあ御意見を聞かしていただきたいと思います。加害者があつて、そして被害者があつて、その被害者が出発点。裁判所に何とかしてとくれと、こう言う。したがつて、訴えは、あくまでも被害者の立場というものが根本に考えられる。こうなりますと、加害する人が個人であります。加害者の救済をするわけじゃない、被害者の救済なんです。ただ、加害の態様などはもちろん違つてくるでしょう。それに応じた取り扱ひの違いというものは若干出てくるでしょう。したがつて、そうなりますと、やはり行政事件、民事事件というものを基本的には異なるというふうな見方をすることは間違ひではないかという感じが持つておられるわけなんです。したがつて、そういう立場に立ちましても、現在の行政事件訴訟特例法が十分であるかないかということ、これはまた別問題だろつと思つておる。これは不十分な点があると思つて、そういう立場に立つても、たとえば訴訟の類型にいたしましても、まあ今度の法案を見れば、相当はつきりしてきておる。だから、私のような立場に立つても、現行法でいいというのではないのですよ、そのままで。しかし、その点がだんだんこうぼやかされていくのだ、そういう考え方が、ということになります。これはやはり、今度の改正というものが、新しい法案というものが一つの新しい出発点になりまして、ぐんぐん行政事件の性格、扱いというものが民事事件と異なつた方向に変化させら

れていくのではないか。そういうことになりますと、はたしてどの方向が一体正しいのか。どうもこの法案では、これははつきりせぬわけですが、しかし、方向というものは、二つ間違ひますと、あととぐんぐん間違ひていくわけですね。そういう点を非常に懸念をするので、実はお聞きしておるわけですね。どつちの方向を向いておるのか。根本としては、私は行政事件、民事事件というものは区別すべきじゃないと思つて、本質的に。したがつて、アメリカの方式というものが私は基本的には正しいのじゃないかというふうな気持ちを持つておるわけですね、そういう立場からお聞きして。ちよつとお前の言うこと少し間違ひしているというふうな点等がありましたら、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(浜本一夫君) きわめて基礎的な、根本的なものに触れておる御質疑でありますので、私の申し上げる答弁で御満足願へるかどうかが、はなはだ危険の念を抱くのでございませぬ、先ほど私が第二条、第三条の一部を讀み上げましたように、行政事件訴訟も訴訟でありますから、訴訟という面においては、なるほど民事訴訟と同じ本質であります。また、訴訟でありますから、亀田委員のおっしゃるように、公権力の違法な行使によつて損害を受けた者の救済をはかるものであること、これはもう申すまでもございませぬ。ただ、事柄は行政に関するものでありますから、ただ単に十分に被害者の保護だけをばかればよいというわけにも参らぬ一面がございませぬので、そこら辺に私どもが、行政事件訴訟の特

質にかんがみ、というふうなところを

とらえたものでありまして、やはり行政の円滑なる遂行というものをこの立法においては心がけざるを得ませんので、そういった説明を逐条説明においていたしておるのであります。もちろん訴訟でありますので、おっしゃるとおり、公権力の違法な行使による損害を受けた者の救済をはかるというところが本質であることは間違ひありません。私どもはさきさきに考へます。

○亀田得治君 そうすると、権利の侵害を受けた、そこを回復してやるのが訴訟なんだ、個人であらうが行政庁であらうが一緒だと、この点は、意見が一致しておるようでありませぬから、問題ないと思つて、ところが次に、完全にその損害を回復してやるかどうか、こういう点になると、行政庁からの攻撃に対しては若干考へなければならぬ点がある、それが特質だ、こういう御説明のようです。しかし、そういう点は、あなたが行政庁からの権利侵害、攻撃だけではないわけですね。個人におきましても、たとえば、民法にもいろいろ規定があるわけですね。個人が個人に対して侵害をする、それを忍ばねばならない、がまんしなければならぬ、で、「不法行為」の章等にもそういう規定が若干ある、そういうわけですね、そういう点は本質的なものではないか、何かそこら辺の違ひに本質的なものを求めますと、何か行政上の必要から来る権利侵害というものは特にどう許さねばならないというほどまで言うわけじゃありませんが、若干普通の個人からの攻撃よりもあまく見てくるというふうな考え方が、だんだんこれが発展していくおそれがあるわけですね。そういうことはど

とらえたものでありまして、やはり行政の円滑なる遂行というものをこの立法においては心がけざるを得ませんので、そういった説明を逐条説明においていたしておるのであります。もちろん訴訟でありますので、おっしゃるとおり、公権力の違法な行使による損害を受けた者の救済をはかるというところが本質であることは間違ひありません。私どもはさきさきに考へます。

とらえたものでありまして、やはり行政の円滑なる遂行というものをこの立法においては心がけざるを得ませんので、そういった説明を逐条説明においていたしておるのであります。もちろん訴訟でありますので、おっしゃるとおり、公権力の違法な行使による損害を受けた者の救済をはかるというところが本質であることは間違ひありません。私どもはさきさきに考へます。

うも思わしくない、まあ参考人の御意見もありましたが、甘く見るかどうかという点は、むしろ公権力からの侵害があった場合に甘く見ちゃいけないで、きつく見るべきなんだ、そういう意見すらあるわけだ、それを、どちらを強く見るかということとは別といたしまして、少なくとも権利侵害を忍ばねばならないことが行政問題についてはあるといたしても、行政事件だけの特有な性格ではない。社会、各個人が集まって、いろいろな連帯関係でできておるわけですから、個人間においても、そのことは法律上認められておるわけなんですね。だから、やはり権利侵害の態様等について行政事件の特質と、これは私に、行政事件と民事事件の違いというものは本質的じゃない、全く本質的な点と、やはり侵害を受けた個人の立場であるわけですから、両事件というものは本質的にやはり同じなんだと、ただし、違ふところがある、それに対するひとつ手当をしていく、このほうが筋が通るように思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) 事柄の把握の仕方によって表現がまちまちになるので、単に表現の違いになることになると、実は私は考えるのであります。民事訴訟と違ひます点は、行政訴訟におきましては、なるほど権利侵害を受けた者の側だけを見れば、亀田委員のおっしゃるとおりになるかもしれませんが、やはりその手続のいかんによつて、行政目的と関連を持ちます点において民事訴訟と違ふと把握すべき

ものであると、私も考えておるのであります。その手続の仕組みによりましては、はなはだしく行政目的を阻害するような結果を来たさんとも限らぬという一面があるところがある、やはり行政事件が民事事件とは違ふのであるというふうには私も考えておるのではありません。もちろん、違法な行政の侵害を受けた者を保護するという訴訟の本質は同じかもしれませんが、私も、その救済する手続の仕組みによりましては、著しく行政目的を阻害するような結果を来たさんとも限らぬという面があるというところが違ふというふうには、私も考えておるのであります。

○亀田得治君 まあ行政といひましても、これは、基本的にはやはりそれだけが独立して動いておるものではないんで、やはり個人の不法な権利侵害というものは、これは行政の立場から見ても許されぬことである。また、その個人の権利侵害を守ること、これは非常に大きな公共の福祉に通ずる問題なんですね。それから、その救済の方式として、行政目的にあまり支障を来たさないようにしなきゃならないともいわれるわけですが、たとえば、総理大臣の異議の問題などが、直ちに具体的にはこれは関連して出てくる問題でしょう。そういうわけで、基本的な考え方をどこに合わせておくかということが非常に大事なんですね。救済の仕方はいろいろだと、侵害の仕方によって違ふといいますが、それは個人の場合、個人が個人に対する攻撃の仕方が違ってくるから、民事訴訟としてもいろいろ形態があるわけだ、何もその訴訟の形態が変わるか

ら物質があるというふうには、簡単にそこへは私は持っていけないと思つておる。で、私の率直にいつて遺憾に思ふ点は、せっかく戦後新憲法の考え方に合せて、行政事件というものを民事訴訟と同じように取り扱ふ、権利侵害という点に重点を置いて、そういう行き方であったことは、これは間違いない。ところが、いつの間にか、どうもその点がぼやけて、行政目的行政目的というふうな、まあそういうふうな意識的にやられておるわけでもない、しょうが、何かそういう感じが強く出てきて、そうしてこういう法案の中にも反映しているのではないかと、こう思ふわけですが、そんなものはあんまり反映しておらぬのですか。どうも現行法も新法も、あまりそういう点では割り切つていないわけですね、ただ、逐条説明では、ぐっと角度を切りかえていくような感じを受けるもんで、はなはだ心配しておるわけなんです。そんな心配は無用だということに考えていいわけですか。

○政府委員(浜本一夫君) 私どもは、率直に申し上げれば、さような御心配はいただかんでもいいように考えるのであります。何かもう少し具体的に、こういう点に現われておるのじゃないかとおっしゃれば、そういう点について、また私どもの考えを披露申し上げたいと思つておる。○亀田得治君 それじゃまた、もう少し進めた過程において、具体的に条文について触れることにいたします。そこで、これは提案説明にも書かれておることですが、現行法の制定の過程に關しまして、何分懇々の際に制定された法律でありますので、こう

いう説明の仕方があつたわけなんです。しかし、戦後行政事件をどうするかという問題につきましては、浅い私たちの知識によりましては、相当関係者がみんな苦心をしたその結果、現行法というところに落ちついておるように私は考えております。もちろん、個々の問題点を検討すれば、未熟な点等はあつたかもしれませんが、そんな粗末なものではないと私たちが考えておるので、どうもこれは粗末だから、ひとつ早くこういふふうに変えるのだと言わなければ、説明がされるようではない、それは、あの当時、今までの非常に行き方、それを破つて、現行法にまで上上げるのに努力した諸君の仕事というのをあまりにも過小評価するものであると感じておるわけですが、その点、どういふふうには皆さんはお考えになっておられますか。

○政府委員(浜本一夫君) 亀田委員御自身が今御引用になつたようなつもりで私も立案したのであります。やはり現行特別法は懇々の間にできた、きわめて不十分なる規定しか含んでおらぬ。もう少し裁判所に適用しやすというような条文を、法体系を作らなければならぬという考え方で臨んだ結果が、この法案になつたのであります。○亀田得治君 この現行法が欠陥があることも、それは、私も考えておるわけですが、しかし、どこを欠陥と見るかという点になると、だいぶ意見が違ふようですね。といひますのは、総理大臣異議の制度等を取り上げてみても、これは、私たちが、現行法においてすらすでに大きな欠陥だと考えておるわけなんです。これはもう成立の

過程から見ても、はっきり断定していいと思つておる。それはしばらくあとにいたしますが、そう考えますと、そういう点の欠陥は考えられるけれども、ほかの点については、さほどどうも、欠陥があるという感じは持たないわけなんです。アメリカの行政手続法を拝見いたしましたけれども、これはきわめて簡単なものです。しかも、はなはだ要領を得ております。日本の現行法と比較して、その詳しさという点から見たら、どちらがどうかかわからぬくらい簡単なものなんです。それにしても、多少抜けの点があるというふうにも思ふわけですが、欠陥といふのは、個々の条文をおっしゃるのじゃないに、どういふふうな点を言われるわけでしょうか。総理大臣異議の制度などは、欠陥としては認めておられないわけですか。抜けておるものがあることだけを欠陥と言われるわけですか。

○政府委員(浜本一夫君) 総理大臣の異議の点については、またいづれ御質問があると思つておる。私どもが欠陥と申し上げておるものは、裁判所が訴訟手続を進めていく上において、これだけの手続法で足るかどうかという点を考えましたので、それには、いづいぶん欠陥があるという考え方なんです。総理大臣の異議が欠陥であるというふうには、実は私も考えておる。さすればこそ、本法案ではやはり総理大臣の異議を残してあります。○亀田得治君 じゃ、このアメリカの行政事件訴訟といふのは、裁判所が適用する場合に、いづいぶん欠陥があるわけでしょう。これだけのことがきつと書かれて、そうしてあと民事訴訟法

によつてやうやくという事であれば、もうそれでスムーズにやうやくするわけですね。それほど欠陥があるようにも私は思わないのですが、そんなに欠陥がありませんか。

○政府委員(浜本一夫君) 私どもは、アメリカの現行法を今更には言つておるのではありませんで、日本の裁判所が日本の民事訴訟法に基づいて行政手続を扱う上において欠陥があるというふうな考へておるのであります。

○龜田得治君 いや、日本の特例法が欠陥があるということが事実なら、アメリカの場合もそう言えるような、まことに簡単なものである、アメリカの場合も。だから、日本の行政事件の扱ひ方が民事事件と一体であるべきだといふこと、せつかくアメリカ方式を採用しながら、これが違つた方向に行くと、これを私はおそれるから、そういう方向に行かないといふことの前提ならば話はわかるわけですが、ただ、総理大臣異議等を強化しておるわけですね、ある面では、そういうところ等を見ると、これはやはり終戦後とられた考へ方とやはり違つておる。この制度自体がGHQが押しつけたものではありますけれども、決してこれはアメリカの行政訴訟法の考へ方ではないわけですね。そんなものを温存されておるところに、はなはだ方向としてどうも納得がしにくい点があるわけですね。

○説明員(杉本良吉君) たいまの点でございますが、アメリカの行政訴訟と、それから日本の行政訴訟と、やはりその歴史的な背景と申しますか、あるいは社会的な地盤が違つた面があるのをごさいますして、アメリカのこの制

度をまず申し上げますと、アメリカにおいては、やはり行政というものが、行政手続それ自身が非常に民主的に構成されてきているわけでございます。しかもそれは、国民の権利義務に影響があるようなものにつきましては、必ず行政委員会によってヒヤリングを行なうて、そして行政処分をする。こういうふうになつておるわけで、その反面といたしまして、司法作用のほうは、むしろ日本と比べますと非常に保守的な面があるわけですね。ところが、日本の場合について申し上げますと、日本においては、むしろこれは法制の継受という点もありまして、とにかく大陸系の行政手続というものを輸入いたしましたので、その上に司法権というものが乗つて、救済をはかつておる。こういうことでもありまして、行政手続の前後階でありまして行政処分分手続それ自身が、非常に権力的と申しますか、そういう構成になつておりますので、したがって、司法作用のほうは、むしろアメリカとは逆に、進歩的な機能を営む傾向があるわけでございます。そういうことややはり制度の規定の仕方も、どちらがいいかどうかという点の前に、その歴史的な背景なりあるいは社会的な地盤、そういうものを考へていかなければならないと思ひます。それによつて、行政手続といふのは、民主化されておる。行政手続といふのは、民主化されておらないかと申しますと、ドイツにおいては、御承知のように、行政裁判制度でもつてこの種の行政事件について救済がはかられております。それはだんだんと、行政官による救済手続ではございませぬけれども、そういう制度を基礎としながらも、民主化されつつある

わけでございます。だからして、どういふ制度を前提にして民主化していくかということがむしろ根本的でございます。その民主化の手段は違ひましても、その方向においては、そうたいして違はないといふふうな思ひます。それから、現行の特例法が懇々の際に行なつたという点でございます。したがつて、現行の特例法は不十分であるといふ御質問の点でございますが、一例を申し上げますと、現行の特例法の訴願前置の規定でございます。これは、十分当時各種の訴願の規定をよく洗いざらいにしてでき上がったといふようなものではございませぬ。したがつて、現在の特例法の第二条の訴願前置の規定というものが非常に非難されているゆゑでございます。そういう点で、現行の特例法は懇々の際に行なつた関係で、欠陥を暴露しつつある、こういうことのように思ひます。

○龜田得治君 だいたひむずかしい話になりまして、たゞえばアメリカの場合、行政が非常に民主化されておる。そういう所においては、行政事件につきましては、行政庁の処分というものをものと優遇しても私はいい。ところが、そのアメリカの制度は、行政そのものが民主化されているのに、なおかつ、きちんとそれを民事事件と同じように司法審査の対象にかけておる。ところが、日本の場合は、今おっしゃつたように、行政の面がアメリカほど民主化されておらない。そういう所においてこそ、私は、厳重に司法審査の対象にそれをしていく。行政の都合とか、そんなことに特質を大いに認めて優遇するといふたような考へ方は、日本のような所においてこそ、徹

底的にこれはもう私拭していくべきである。筋からいって、そうなるんじゃないですか。

○説明員(杉本良吉君) それは、行政手続を現在のままにしておいて、そういう司法権というものを厚くしていくという点になりまして、今度は行政のほうに、むしろその行政目的ということを破壊するやうな格好でもつて現われる面が強まるとするならば、むしろ根本的に考へるとするならば、行政手続を自身を民主化していく、こういう方向で行きまさんと、今度はもう司法と行政とがまともなぶつかつて、その間に相互に調和がとれたものにならぬおそれがあるのじゃないかと思ひます。

○龜田得治君 これは、行政の民主化といふことも必要でしょうけれども、しかし、なかなか一挙にいくわけじゃない、これは。だから現実には、一挙にいかないのあれば、この行政に対する司法審査を強化していくということが行政に對するやうな反省を与へることになるわけですね。それを甘やかしておつたのじゃ、民主化されておらぬのが、いつまでたつても民主化しませんよ。それは逆に民主化していなければ、司法審査の対象になつた場合に、そこに多少の摩擦が起ることになる。これはやむを得ないのじゃないですか。だから、そういう考へに立つておることは、せつかく現在の特例法が持つておるいい点を私はばやかししていくことになつておるのです。今の説明員からも実は心配がされるわけですが、行政が民主化されておらぬから司法審査をきつとやうかやうかぬぞ、い

問題は。そんなことを言うたら、行政から来る権利侵害を認めることになるでしょう。それでは、一番初めに問題になつた訴えの本質は一体何なんだ、それと矛盾してきますよ。矛盾しませぬか。

○説明員(杉本良吉君) 実は私も、そういう行政権が司法権を侵害するとか、あるいは司法権が行政権を侵害する、そういう姿にならないように、制度を根本的に考へるべきだといふことにおきましては、龜田先生と同じことでありまして、ただ、この訴訟というのは、やはり実体関係を反映するものではない、むしろその訴訟の面だけ、そういう根本的な問題の解決は十分ではない、むしろその鏡に反映する実体面をきれいにしなさんと、どうしてもそういうきたないところが現われることになるのじゃないかと思ひます。ところで、そういうふうな根本的に洗つていふことになりまして、これはまた、そのわが国の行政訴訟制度が育つた地盤を根本から改革するといふことになりまして、これは容易ならぬことではございませぬ。ひとまず、その鏡に映し出される実体面は現在のままにして、しかも、国民の権利救済をはかり、それからまた、行政と司法との調整といふものを十分に考へていこう、これがまあこの案の根本的なねらいと思ひます。したがって、その龜田先生のおっしゃるやうに、そういう英米法

的から来る権利侵害を認めることになるでしょう。それでは、一番初めに問題になつた訴えの本質は一体何なんだ、それと矛盾してきますよ。矛盾しませぬか。

○説明員(杉本良吉君) 実は私も、そういう行政権が司法権を侵害するとか、あるいは司法権が行政権を侵害する、そういう姿にならないように、制度を根本的に考へるべきだといふことにおきましては、龜田先生と同じことでありまして、ただ、この訴訟というのは、やはり実体関係を反映するものではない、むしろその訴訟の面だけ、そういう根本的な問題の解決は十分ではない、むしろその鏡に反映する実体面をきれいにしなさんと、どうしてもそういうきたないところが現われることになるのじゃないかと思ひます。ところで、そういうふうな根本的に洗つていふことになりまして、これはまた、そのわが国の行政訴訟制度が育つた地盤を根本から改革するといふことになりまして、これは容易ならぬことではございませぬ。ひとまず、その鏡に映し出される実体面は現在のままにして、しかも、国民の権利救済をはかり、それからまた、行政と司法との調整といふものを十分に考へていこう、これがまあこの案の根本的なねらいと思ひます。したがって、その龜田先生のおっしゃるやうに、そういう英米法

的から来る権利侵害を認めることになるでしょう。それでは、一番初めに問題になつた訴えの本質は一体何なんだ、それと矛盾してきますよ。矛盾しませぬか。

○説明員(杉本良吉君) 実は私も、そういう行政権が司法権を侵害するとか、あるいは司法権が行政権を侵害する、そういう姿にならないように、制度を根本的に考へるべきだといふことにおきましては、龜田先生と同じことでありまして、ただ、この訴訟というのは、やはり実体関係を反映するものではない、むしろその訴訟の面だけ、そういう根本的な問題の解決は十分ではない、むしろその鏡に反映する実体面をきれいにしなさんと、どうしてもそういうきたないところが現われることになるのじゃないかと思ひます。ところで、そういうふうな根本的に洗つていふことになりまして、これはまた、そのわが国の行政訴訟制度が育つた地盤を根本から改革するといふことになりまして、これは容易ならぬことではございませぬ。ひとまず、その鏡に映し出される実体面は現在のままにして、しかも、国民の権利救済をはかり、それからまた、行政と司法との調整といふものを十分に考へていこう、これがまあこの案の根本的なねらいと思ひます。したがって、その龜田先生のおっしゃるやうに、そういう英米法

的から来る権利侵害を認めることになるでしょう。それでは、一番初めに問題になつた訴えの本質は一体何なんだ、それと矛盾してきますよ。矛盾しませぬか。

えますけれども、この現行法の改正ということになりますと、その実体面が前提となっておりますので、そこまでは行き切れない。やはりこういう改善の程度にとどまらざるを得ない、こういうふうに考えているわけでございます。先生のお考えと私どもの考えております理想的な姿とは、矛盾は実はしていないような感じがいたします。

○亀田得治君 現行法の成立過程について若干お聞きしておきたいんですが、敗戦後、行政裁判所を残す、こういう動きが相当一部に運動がありましたね。これが結局否決されているわけですが、その間の事情などを若干お知りでしたら、ひとつ御説明願いたいと思います。それが否決され、しからば行政裁判所じやなしに、普通の民事事件と同じような体系で司法審査に服さしていく、その服させ方につきましてまた議論が相当あった。いろいろな案が当時出ております。そういう経過等につきまして御説明願いたいと思

○説明員(杉本良吉君) 新憲法ができました、従来行政裁判所が扱っておりました行政事件を司法裁判所が扱うというようになりましたその経緯につきまして、私は直接関係したものでございませぬので、詳しいことは御説明申し上げることができないわけでございますが、その憲法の建前から申しますと、そういう従来のような行政裁判所、司法権のワタからはずれた特別裁判所は、これを設けることができないという規定になっておりますので、そういう面から廃止になったということでございます。それから次に、そういう事件を司法裁判所のワタ内に移入し

たわけでございますが、そのときに、こういう一つ問題があったわけでございます。今、亀田先生からお話がありましたように、その際に、それを従来の民事訴訟と同じように考えていくのか、あるいは司法権のワタ内におけるまた民事訴訟とは別の行政訴訟として考えていくのかという議論は確かにあったろうと思ひます。ところが、先ほどの話とまた関連をするわけでございますが、何分終戦後間もなくのことでございます、当時の司法作用の体系といたしましては、民事訴訟と刑事訴訟、この二つの大きな体系があったわけでございます。それを根本的に、行政訴訟法というように、民事訴訟法、刑事訴訟法と別の一つの体系というものを十分に考えることはなかつたろうと思ひます。これは推測でございますけれども、その当時のそういうふうな事情から、従来行政裁判所が扱っておりました行政訴訟というものは、刑事訴訟よりはやはり民事訴訟に近いだろう、それからまた、そういう手続法が完備されていないとするならば、やはり民事訴訟法の定めるところによる、そういうような形でもって審理するほかはないんじゃないかというふうな、むしろ、本質論にまで入らないで、やはり一つの過渡的な便法として、現在の特例法の第一条のような姿になったのではないかと、これは、はっきりと、こうであったというふうな御説明申し上げるわけにはいきませぬけれども、その経過としては、大体そういうふうな状況ではなかったかというふうな思ひております。

○亀田得治君 その当時の議論を見ますと、基本的な性格の点について相当

の討議をやっているのです。従来の行政裁判所がだめになる。そして普通の司法審査になる。しからば、従来の行政裁判所に魅力のあった人が、そうなりましても、一例をあげれば、最終的に最高裁判所へ持っていきばいいんだらう。前段階においては、下級の行政裁判所なんか認められるじやないかというふうな議論すら出ていたわけだ。しかし、そんなものは否決された。そんなものは否決されました。しからば、行政事件の訴訟手続法をどうするかという段階になりました。やはりこの行政権の立場を考えた立案、そして、いやもうそうじやなしに、そういうことが憲法の新しい精神から見ても違っているという立場、こういう立場は、むしろ司法権の人がやっぱり強かったのです。まあこれは多少な主張の根拠から出ているのかもしれないが、ともかく相当そういう点では激しく議論をやっているわけなんです。これはもう根本問題としてね、終局的には、その司法権の意見というものが通っておるわけなんです。そして現在の特例法に結局なっておるんです。だから、そういう意味では、なるほど時間的に見れば、それは怒々であったかもしれないけれども、柱をどこに立てるかということ、当時の関係者というものは努力したわけなんです。その結果なんですよ。だから、その結果は、私は、どういふ場合にあつてもなくしちやいけな。消しちやいけな。技術的なごまかい点は別です。そういう点については、まあ怒々の間にあるように思ひます。そう思っておるわけなんです。

す。ところが、そういう格好でできた案、これは昭和二十二年の十月二十八日、それから二十二年の十一月十一日、二つ案がありますが、これは、いずれも司法権のそういう意見が通ってでき上がった。行政権の立場というものを押えて、大体アメリカ方式です。そういう立場ででき上がった法案ですね、これは。ところが、現行法はそうはなっておらないのは、それにプラスGHQの意見がついてきたわけですね。その間の事情、これは非常に大事なこととしてね。そこまですべていいたら、現在そんな総理大臣の異議の問題とか、そんなものは出てこないんです。当事の関係者がみんな、昭和二十二年十一月十一日の案、これで最終的にいい、こう認めていたわけなんです。それで、昭和二十三年初めにGHQとの折衝に入ってから、実はよけいなものがついてきたわけなんです。そういう経過などは、きちんとあなたのほうでつかんでおられるでしょうか。

○説明員(杉本良吉君) その点につきまして、先生が非常にお詳しいようでは、私たちよりも先生のほうが詳しいのではないかと思います。ただ、内閣総理大臣の異議の制度につきましては、私の知っております範囲におきましては、やや事情が違つたようでございます。内閣総理大臣の異議は、GHQのほうからもうそういう意見が出たことはそうでありましようが、また、日本の民事訴訟学者、あるいは行政訴訟学者のほうから、内閣総理大臣の異議はあつてしかるべきだという意見があつたようでございます。必らずしもGHQのほうから、こういう内閣総理

大臣の異議を置かなくちやいかぬ、あるいはまた、そういうサゼッションだけに基つて異議の制度が設けられるに至つたというふうには記憶しておらないわけでございます。

○説明員(杉本良吉君) 説明は立案にタッチしてありませんでした。しかし、最高裁判所の事務局におりました、立案につきましての方向だけは、いろいろと聞いていたわけでありませぬ。

○亀田得治君 実は、これは非常に重大な問題なのでして、当時は片山内閣ですね。昭和二十三年の一月十三日に、農林大臣の平野さんが追放をされたわけなんです。それに対して、平野さんのほうから、東京地裁に追放処分執行停止の申請をしたわけなんです。これは非常に政略的だという意味で、東京地方裁判所はそれを許したわけなんです。ところが、あのころの追放というのは、全部GHQとの連関においてやっておるのです。そこで、GHQのほうは、最高裁に直接連絡をして、当然報告等があつたわけでしょうが、最高裁のほうでそれをGHQの耳に入れた、そういうことになっていくのです。それまでは、GHQもそんなことは全然考えていない。総理大臣の異議という制度は、第一アメリカの制度にそんなものはないのですから、その事件が契機になつて出てきているのです。これはもうはっきりしているのです。

○説明員(杉本良吉君) 今の先生の

おっしゃる点は、十條の末項の問題に

の

の

ついでというふうに私は記憶している
のでありまして、内閣総理大臣の異議
の制度を置くか置かないかという問題
とは直接関係ないように記憶している
ものでございますけれども、直接に衝
に当たったわけでもございませんで、
は、はつきりしたことは申し上げられ
ません。

○亀田得治君 そのとき、先方が出し
てきたのがやはり訴願前置だ。先ほど
私が申し上げました日本側で立案しま
した最終案、昭和二十二年十一月十一
日の案には、そんな訴願前置なんてな
いのですから、それもやってきている
わけです。しかし、GHQの絶対的譲
らなかつたのは総理大臣の異議であり
ます。これはもう歴史的にはつきりし
た事実です。こちらに、多少置いても
いいのじゃないかという意見が、それ
は、あるいはどなたか、そういう意見
があったのかもしれないが、そういう意見
が、そういうGHQの指示で、そのよ
うな二、三の項目を入れられたという
ことで、立案関係者はやっぱり気持ち
よく思わないということで、国会提出も
だいたい放棄されていたのです。そこ
ろが、提出命令が出てきて、出したと
いうようないきさつまであるわけでは
ない。だから、こういう事実関係をき
ちつと見ていきたいと思います。現在の総理
大臣異議の制度の評価というものは、
ほんとうにこれはできないのです。西
独のような、行政権をどちらかとい
うと尊重する所においてだつて、そんな
ことではないわけですからね。むしろ逆
ですわね、制度的には。こつ然とこう
いうものが現われておるわけなんです。
これは、戦後の案がいろいろあるた
くさんその当時のを見るとあります。最

最終的には司法畑の意見が勝っているわ
けですが、その前の行政裁判所的な感
覚の強い意見で作られた案もあります
が、その案にすらそんなものはないの
ですよ。日本の関係者は、そんなこと
は全然考えていません。大体日本の行
政裁判所の時代にすらそんなものはない
のですから、裁判所をばかにしてい
る制度なんですからね、これは。裁判
所の判断によって占領政策にけちをつ
けられてはかなわぬと、そういうこと
から出てきたにこれは間違いないの
ですよ。だから、この事実をはつきり
させておかなければ、まあ、本論に
入って、一体総理大臣のこの問題をど
うするのかという点、ほんとうにこれ
は論議ができない。それでお聞きする
わけですが、局長は、そこら辺の問題
を、どのように歴史的な事実をごらん
になつておられますか、承つておきた
い。

○政府委員(根本一夫君) 私は、現行
の行政事件訴訟特例法の立案当時に
は、行政府にはおられませんで、かえつ
て司法府に在籍しておりましたので、
その立案の経過、沿革というものにつ
いてはつまびらかにいたしておりませ
ん。ただ、その後専門雑誌などへ出た
程度においては、私も承知をしており
ますので、今、亀田委員のおっしゃつ
たことに類似するような経過があつた
ようにも私は承知をいたしておりま
す。しかし今、亀田委員のおっしゃつ
たそのとおりであるかどうか、私も実
は承知いたしておりません。多少何か
そういうGHQとの間にいきさつがあ
つたということ、その後の出版物
によつて承知している程度であります。

○亀田得治君 その当時の経過等を法
務省において明らかにする文献等はあ
るでしょうか。どうです、現在。
○説明員(杉本良吉君) これは今、局
長が答えになりましたように、雑誌
等に載つてゐる程度しか、今のところ
記録としては手元にございません。
○亀田得治君 雑誌等の記録でもいい
わけですが、比較的これは信憑性があ
ると思われような記録等をひとつ整
理して、資料として出していただけま
せんか。あるいは拝見さしていただい
てもいいですが、一々写すのもたいへ
んでしようから……

○説明員(杉本良吉君) 先生にごらん
になつていただきたいと思ひますの
で、私も、国会に提出するまでもな
く、先生によく読んでいただきます
ば、その間の事情はわかると思ひます
ので、資料として提出するのではなく
て、ごらんいただきたいと思ひます。
○亀田得治君 それから、昭和二十二
年十月二十八日、それから二十二年十
一月十一日の行政事件訴訟特例法案で
すね。これはありますね、文献の中
に。あなたのほうにはみんなそろつて
おるでしょうか。

○説明員(杉本良吉君) ございませ
ん。
○亀田得治君 こういうものは、ない
わけですがね。これは、当時の司法法
制審議会ですつと作業をやられたもの
なんです。それからそのほかに、昭
和二十二年一月十三日、行政事件に適
用する民事訴訟法の特例に関する法律
案、これもやはり司法法制審議会
で作つた案です。それから、引き続き
二十二年二月十九日、行政事件訴訟特
例法、これは法制局の案です。こう

いうものは、あなたのほうの審議会で
すから、残つておるはずですよ。それ
からもう一つ、二十一年の十月に行政訴
訟に関する特例案を編、これが出発点
のようですよ、まとまつたものとして
は。この特例案を編を作つて、それか
ら以下、さきに申し上げましたよう
な四つ五つの案というものがずつと作
られていったようですよ。これをひとつ
調べて下さい。当時の司法法制審議
会というのがありますね。それが
ずつと扱つたものなんですから、私も
それをさつと見て、その上で、基本問
題についての議論をもう少ししてみ
たいと思ひます。まあ一々これはプリ
ンとして資料として出すのはたいへ
んでしようから、現物をそろえてもら
い下さい。できますか。

○説明員(杉本良吉君) その点につ
きましては、これは、今度の立案に際
しまして、私も、現行の特例法のい
ろいろな資料を集めますときに、こ
の法制審議会の資料として出すため
に、いろいろ探したわけでございます
けれども、その当時立案に当たつた人
が、一部分だけは持つておるとい
う方もございまして、それから、もう
全然なくしちゃつたということもござ
いまして、資料としてまとまつたもの
は、実際のところ私どもの手元には集
まらなかつたわけでございます。御承
知いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 それじゃ、今度の立案
作業の過程において、戦後いろいろ案
が作られたわけですが、その中で、ど
れとどれを御参考にされたか、御参考
にされたのだけちょっとお聞かせ願
います。何年何月幾日のどの案とど
の案と、これは法制局の案です。こ

りましたら、それだけひとつ明らかに
して下さい。
○説明員(杉本良吉君) 現行の特例法
の立案の資料となつた、そういう資料
につぎましては、ほとんど集まりま
せんでしたので、ほとんど参考にい
たしませんでした。
○亀田得治君 しかし、これはやはり
重大な問題でして、そういう点をよく
なるほど私お聞きしてみれば納得し
わけです、何分怒々の際に制定せ
れました法律でありますので、きわめ
て穴が多いですからというように
を言わなければかりの表現は、そ
ういふところから出てくるのです
ね。調査が十分できておらぬ。それ
は、やはり行政裁判所の行政権優位
の考え方に対して、司法関係の人が
非常に抵抗をして、きちつとした柱
を立てた、これはやはり大きな功
績というものは、やはり長所を伸ば
していくように、この法改正をされ
るにあたりまして、私は、その点は
間違わぬようにしてほしいと思つて
いる。ところが、その過程を私たちが
調べた限りにおきましては、そこでと
まれば、いいのに、平野事件等を契
機にして、GHQからの一時的な感情
から出たそういう要求が付け加え
られた。ところが、そんな付け加え
られたもの、何かこのこと自体が相
当有力なものであるかのごとく、今
回の改正においてもまたこれが引
きつがれたら、これは、私たちが
して、この法案の審議に参加したもの
として、はなはだこれは汚名を後世
に残すことになるわけですから、次
回は、次回にきちんとこれらの点を
調べて、次回にきちんとした御答
弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(杉本良吉君) 現行の特例法
の立案の資料となつた、そういう資料
につぎましては、ほとんど集まりま
せんでしたので、ほとんど参考にい
たしませんでした。
○亀田得治君 しかし、これはやはり
重大な問題でして、そういう点をよく
なるほど私お聞きしてみれば納得し
わけです、何分怒々の際に制定せ
れました法律でありますので、きわめ
て穴が多いですからというように
を言わなければかりの表現は、そ
ういふところから出てくるのです
ね。調査が十分できておらぬ。それ
は、やはり行政裁判所の行政権優位
の考え方に対して、司法関係の人が
非常に抵抗をして、きちつとした柱
を立てた、これはやはり大きな功
績というものは、やはり長所を伸ば
していくように、この法改正をされ
るにあたりまして、私は、その点は
間違わぬようにしてほしいと思つて
いる。ところが、その過程を私たちが
調べた限りにおきましては、そこでと
まれば、いいのに、平野事件等を契
機にして、GHQからの一時的な感情
から出たそういう要求が付け加え
られた。ところが、そんな付け加え
られたもの、何かこのこと自体が相
当有力なものであるかのごとく、今
回の改正においてもまたこれが引
きつがれたら、これは、私たちが
して、この法案の審議に参加したもの
として、はなはだこれは汚名を後世
に残すことになるわけですから、次
回は、次回にきちんとこれらの点を
調べて、次回にきちんとした御答
弁を願ひたいと思ひます。

ほんとうに日本の各関係者、専門家
が、この総理大臣の異議などをここで
置くべきだと当時の諸君が考へて置い
たものではない。それは私も考へま
す。そうでないのならない、感じでな
しに、よくお調べになつて、はつきり
これはお答え願ひたい。

○政府委員(浜本一夫君) 少し亀田委
員の言にさからうかも知れませんが、
私どものこの法案を立案する過程を御
説明申し上げますと、法制審議会に諮
問を総理大臣からされまして、そうし
て法制審議会に要綱を示されまして、
その示された要綱に基づいて、その趣
旨をはずれないように立案いたしました
ので、事ここまかに私どもが独創的な
ものを作つたものではございませんの
で、そういった終戦直後の全部の沿革
を調べて、私ども独創のものを作つた
という自負は私どもいたしておりませ
ん。法制審議会で示された要綱案を
理論的に組み立てたものがこの法案
なのであります。私どもは決して独
創を誇るものではありません。かわり
に、そういった沿革について、多少調
査漏れの点があるかも知れませんが、
現在調べられる限りのものは調べた次
第であります。

○亀田得治君 法制審議会という一つ
のトンネルを通じてきておるのですか
ら、責任がそちらのほうに行くような
感じもするわけですけれども、しか
し、実際に提案をされ、こうして審議
をするのはここであるわけですから、
都合のいいことは自分がやって、都合
の悪いことはほかのほうだといったよ
うなことでは、やはり工合が悪いと思
うのです。これは、あなたのほうに
いろいろ資料があるはず。だか

ら、一べん調査部あたりにある資料が
ありましたら、次回までに、私出かけ
て行きますから、一週間ほど貸してい
ただけはいいのですが、これは審議
のためにやるわけですから、協力して
ほしいと思います。こういう機会でも
もないと、なかなかそういう勉強もで
きませんので、私、必要な勉強です
から、法案審議に、お願いいたします。
それではちよつと資料の要求をして
おきます。それは、訴願前置の理由で
すね。これは三つある。そうして、た
とえばこの法律についてはこれこれと
いうふうな提案説明がなつていて、これ
です。なつていて、約五十
幾つ訴願前置を取り上げておる例外法
律があるわけですから、その全部の法律
について、その点の説明をひとつ承
ておきたい。これは、口頭でこんな所
で言つたんでは、とても長たらしい、
聞いているほうもなかなか繁雑ですか
ら、これは表にしたいだと思
います。それと、もう一つは、約五十
幾つ法律について訴願前置が採用さ
れておりますが、その法律の中で、あ
る事項については訴願前置をとらな
い、ある事項についてはとる、こうい
うことになっておるのでしようから、
法律だけではなしに、その項目をひと
つ整理してほしいのです、法律ごと
に。これを表にしたい。そこ
へ簡単に、理由はABCくらいにし
て、AならAと書いてもらえばいい。

○委員長(松野孝一君) 速記をとめ
て。
○委員長(松野孝一君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○委員長(松野孝一君) 速記を始め
て。
他に御発言もなければ、本案に対す

る質疑は次回に続行することとし、本
案については、本日はこの程度にとど
めます。
次回は、五月四日午前十時より開会
することとし、本日はこれにて散会い
たします。
午後四時一分散会
四月二十六日日本委員会に左の案件に付
託された。
一、行政事件訴訟法案(予備審査の
ための付託は一月三十一日)
一、行政事件訴訟法の施行に伴う関
係法律の整理等に関する法律案
(予備審査のための付託は三月十
九日)

昭和三十七年五月十日印刷

昭和三十七年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局